

ポンペイ近郊出土スルピキウス家文書 —金銭消費貸借と倉庫内穀物への担保権設定—

宮坂 渉

目次

0. はじめに
1. スルピキウス家文書
 - 1.1. 文書の発見と編纂
 - 1.2. 文書の形態、構造、書体、書き手
 - 1.3. 文書の原型
 - 1.4. スルピキウス家と彼らを取り巻く社会
 - 1.5. 都市プテオリ
 - 1.6. スルピキウス家の営業とその規模
2. 具体例の検討
 - 2.1. TPSulp. 46, 53, 79
 - 2.1.1. TPSulp. 46 (TP 44 + 46 + ined. = TPN 87) / 3 枚板
 - 2.1.2. TPSulp. 53 (TP 8 + ined., cfr.92 = TPN 45) / 3 枚板
 - 2.1.3. TPSulp. 79 (TP 69 = TPN 69) / 3 枚板
 - 2.1.4. 事案の概要
 - 2.1.5. コメント
 - 2.2. TPSulp. 45, 51, 52, 67, 68
 - 2.2.1. TPSulp. 45 (TP 7 = TPN 86) / 3 枚板
 - 2.2.2. TPSulp. 51 (TP 15 = TPN 43) / 3 枚板
 - 2.2.3. TPSulp. 52 (TP 16 = TPN 44) / 3 枚板
 - 2.2.4. TPSulp. 67 (TP 17 = TPN 58) / 2 枚板
 - 2.2.5. TPSulp. 68 (TP 18 = TPN 59) / 3 枚板
 - 2.2.6. 事案の概要
 - 2.2.7. コメント
3. 結びに代えて

0. はじめに

スルピキウス家文書は、紀元後1世紀のイタリア半島内、ネアポリス（現ナポリ）近郊の都市プテオリ（現ポッツォーリ）で活動していたスルピキウスという名を持つ人々を中心とする、当時の裁判・取引実務を記した蠟板文書の集成である。この文書についてはすでに、西村重雄が法制史学会において紹介している¹が、世界では年々その研究が蓄積されているのに対して、日本ではその後も正面からこの文書を取り上げた研究は見られなかった²。

1 西村重雄「【第五報告】ポンペイ出土スルピキウス家文書裁判関係史料について」法制史研究51号、2001年、352-353頁。

2 脚註(119)で「Murecine 文書」と「スルピキウス (Sulpicii) 銀行」に触れたものとして、明石茂生「古代東地中海地域における国家、貨幣、銀行：アテナイ、エジプト、ローマを中心に」成城大学経済研究217号（2017年）1-76頁。

著者は別稿³でこの文書の一部について若干言及したことがあるが、本稿では、その本格的な研究の端緒として、スルピキウス家文書について紹介し、読者の関心を喚起したい。そのために、まず「1. スルピキウス家文書」において、スルピキウス家文書の発見から校訂版の編纂、文書の特徴と原型、スルピキウス家と彼らが生きた社会と都市、そしてスルピキウス家の営みについて、先行研究を踏まえて概観する。次に「2. 具体例の検討」において、いくつかの記録のテキストを示し、試訳を付した上で、事案の概要を説明し、若干のコメントを付す。以上を通じ、「3. 結びに代えて」において、スルピキウス家文書が、紀元後1世紀のナポリ近郊の法実務の解明にとって、また同時代ならびにその後数世紀のいわゆる「ローマ法」との比較にとっても、極めて興味深い史料であることを明らかにすることが、本稿の目的である。

1. スルピキウス家文書⁴

本節では、1970年代末以降のスルピキウス家文書研究をリードしてきた Giuseppe Camodeca と Joseph Georg Wolf の校訂本における解説を基に、スルピキウス家文書を多角的に概観する。

1.1. 文書の発見と編纂⁵

1959年4月、ポンペイとサレルノを結ぶ高速道路の建設工事中に、porta Stabiana から南に約600メートル、Murecine という名の地域で、元首政初期の建物の構造物が発見された。建物は大きく美しい列柱廊と庭園とを備えた大規模なものであった。列柱廊に面して少なくとも5つの優雅な食堂 triclinium があり、どれも豪華に装飾されていた。複数の食堂を備えていることから、そこが私的な郊外の別荘であるとの仮説は否定され、何らかの団体 collegium の居所であったと考えられている。その建物は、おそらく紀元後62年2月5日の地震によって引き起こされた損害と関連する補修が行われていたが、79年8月24日の大惨事以降に使用された形跡はなかった。1959年7月24日と25日、食堂の1つに設置された寝台の上で、船底の板、オール、鉄製の碇の隣に、柳の枝でできた取っ手付きの籠が発見され、その中には文書が整然と収められていた。建物を覆いつくしていた泥の層の中で、その蠟板文書⁶は変質することなく保存されていた。

当時、発掘を管轄していた Soprintendenza alle Antichità delle Province di Napoli e Caserta (以下、SAN) は、経験のない事態において最善の努力を尽くし、発掘物を文書化したが、この文書化は十分ではなかった。泥の中から取り出されたことで乾燥し、乾燥によって不可逆的に縮んだことと、乾燥と保存のために避けがたいとはいえ、化学薬品を使用した処理を受けたことで、文書の劣化は進んだ。文書は大部分が断片化し、その本来の形態と題辞の判読可能性をほぼ完全に失った。発掘直後から、G. O. Onorato による最初の解読作業中にかけて、まだ保存状態が良好であった間に、SAN は文書を全部で302枚の写真に収めたが、撮影は完全でも体系的でもなかった⁷。

文書の編纂は、当初、G. O. Onorato に依頼され、文書の一部の筆写も行われたが、その解読結果が刊行

3 Wataru Miyasaka, Corpus ex distantibus in Roman Law. A basis for Floating Lien in Japanese Law, in: Ulrike Babusiaux, Mariko Igimi (eds.) Messages from Antiquity. Roman Law and Current Legal Debates, Böhlau Verlag, Köln, 2018, 75-105.

4 Giuseppe Camodeca, Tabulae Pompeianae Sulpiciorum: TPSulp.: edizione critica dell'archivio puteolano dei Sulpicii, Roma: Quasar, 1999 (Paperback); J. G. Wolf, Neue Rechtsurkunden aus Pompeji. Tabulae Pompeianae Novae. Lateinisch und Deutsch, 2. Auflage, WBG, Darmstadt, 2012.

5 Camodeca (註4) 11-18; Josef Georg Wolf, Der neue pompejanische Urkundenfund, Zu Camodecas, Edizione critica dell'archivio puteolano dei Sulpicii' ZRG RA (2001) 118, 73-132, 76-77. 雑誌の略号は基本的に l'Année Philologique のそれに従う。

6 蠟板文書については、註18を参照。

7 Wolf (註4) 22によれば、彼が同定した55の3枚板のうち、1頁目を撮影したのは1つだけである。また、7つは3枚の板すべてが保存されているが、6頁すべてを撮影したものは1つもなかった。22の3枚板は3枚目だけが保存されているが、そのうち両側が撮影されたのは5つだけで、残りの17については5頁目だけが撮影された。42の2枚板のうち、2枚とも保存されているのは17であるが、4頁すべてを撮影したものは5つだけであった。2枚板か3枚板かが不明な21のうち、1枚目が16、2枚目が2あるが、前者はすべて2頁目だけが、後者のうち1つは3頁目、もう1つは4頁目だけが撮影された。

されることはなかった。この作業を引き継いだのは、当時ボンベイの発掘の本部に所属していた C. Giordano であり、1967年に最初の刊行に漕ぎ着けた⁸。その後、著名な古典言語学者である F. Sbordone が彼に協力し、70年代にはこの両者の一連の研究が現れた⁹。さらに、L. Bove が法的観点から、そして読み方の訂正や新たな提案を含む、数多くの研究をもたらした。それらは1979年と1984年の2冊の著作に結実した¹⁰。1980年には A. Landi の最新の論文によって editio princeps が完成した、とされた¹¹。これが、編集された記録に148までの番号を付したことは革新的であった。しかしながら、実際には完成には程遠く、約30ページが説明がつかずに編集されないままであった。筆跡が残っている232のページのうち175ページが公表されたに過ぎず、所々判読不能の箇所もあった。

Camodeca は、保存状態が悲惨であるにもかかわらず、SAN の写真では分からない筆跡を手掛かりに約20ページを同定することができた。1987年にはボンベイの文化財保護局の技術者によって写真が複製された。しかし、問題は残っており、インクによる筆跡は裸眼では確認できず、赤外線技術によってしか解読することができなかった。1987年当時、SAN にはそうした技術はなかった。そこで Camodeca は友人の技術者の助力で赤外線技術による解読を行い、さらにいくつかのテキストの解読に成功した。これらの結果、重複している約40の記録を削除し、逆に20の記録を新たに追加して、173枚（1枚目72枚、2枚目66枚、3枚目35枚）の書板から成る、127の記録としてまとめたのが、*Tabulae Pompeianae Sulpiciorum*（以下、TPSulp.）である¹²。この校訂版は大きく3部に分けられ、第1部には文書についての前提事項が、第2部には文書の校訂と解説が、第3部には各種の索引が掲載されている。特にこの校訂版の本体と言える第2部は22章に分けられ、127の記録がそれらの性質ごとに詳細に分類されている¹³。

TPSulp. の刊行は、スルピキウス家文書の研究に極めて大きな刺激を与え、数多くの論考がこれに続くこととなった。それと同時に、TPSulp. 自体の再検討も始まった。特に J. G. Wolf は、自身も TPSulp. 刊行以前から長らくスルピキウス家文書の研究を続けてきたこともあり、2001年にはいち早く書評論文を発表した¹⁴。さらに、2010年には自らの校訂版である *Tabulae Pompeianae Novae*（以下、TPN）を（2012年には早くも第2版を）刊行した¹⁵。TPN も3部構成であり、TPSulp. を踏襲している。もっとも第2部は、TPSulp. と比べて、記録の数は118と絞られているが、章の数は25と増えている¹⁶。

8 C. Giordano, *Su alcune tavolette cerate dell'agro di Murecine*, RAAN (1966) 41, 107-121.

9 C. Giordano, *Nuove tavolette cerate pompeiane*, RAAN (1970) 45, 211-231; (1971) 46, 183-197; idem, *Quarto contributo alle tavolette cerate pompeiane*, RAAN (1972) 47, 311-318; F. Sbordone - C. Giordano, *Dittico greco-latino dell'agro Murecine*, RAAN (1968) 43, 195-202; F. Sbordone, *Nuovo contributo alle tavolette cerate pompeiane*, RAAN (1971) 46, 173-182; idem, *Operazione di mutuo del 48 d.C.*, RAAN (1972) 47, 307-310; idem, *Preambolo per l'edizione critica delle tavolette cerate di Pompei*, RAAN (1976) 51, 145-168; idem, *Frustula Pompeiana*, RAAN (1978) 53, 249-269.

10 L. Bove, *Documenti processuali dalle Tabulae Pompeianae di Murecine*, Napoli, 1979; idem, *Documenti di operazioni finanziarie dall'archivio dei Sulpici*, Napoli, 1984.

11 A. Landi, *Ricerche sull'onomastica delle tabelle dell'agro Murecine*, *Atti Accad. Pontan.* (1980) 29, 175-198.

12 Camodeca (註4).

13 各章の表題は次のとおりである。I - Vadimonia. - Testationes sistendi, II - Conventio de iudice addicendo, III - Interrogationes in iure, IV - Conventio finiendae controversiae, V - Iusurandum in iure, VI - Formulae. Actio ex sponsione tertiae patris; actio certae creditae pecuniae, VII - Intertium, VIII - Iudicium arbitrale ex compromissio, IX - Testationes exhibitionis, X - Emptiones cum stipulatione duplae, XI - Locationes, XII - Mandata, XIII - Mutua cum stipulatione, XIV - Nomina arcaria, XV - Pecunia debita in stipulatum deducta, XVI - Apochae, XVII - Pecunia accepta eik naulwtikh:β, cum fideiussione, XVIII - Datio pignoris cum pactione de pignore vendendo, XIX - Epistula de mercibus accipiendis, XX - Auctiones, XXI - Rationum fragmenta, XXII - Negotia incerta et fragmenta.

14 Wolf (註5).

15 Wolf (註4).

16 Wolf (註4) 25. 各章の表題は次のとおりである。1. Vadimonia, 2. Testationes sistendi, 3. Iusurandum, 4. Interrogatio in iure, 5. Denuntiatio, 6. Conventio de iudice addicendo, 7. Datio iudicii, 8. Intertium sumere, 9. Conventio finiendae controversiae, 10. Arbitrium, 11. Mutua, 12. Fideiussiones nominibus arcariis adiectae, 13. Pecunia debita in stipulatum deducta, 14. Apochae, 15. naulwtikhv, 16. Pigneratio, 17. Tabulae ad auctiones pertinentes, 18. Emptiones, 19. Locationes horrei, 20. Obligationem recipere per mandatam, 21. Epistula de mercibus mittendis, 22. Exhibitio rerum depositarum, 23. Testium nomina, 24. Rationum fragmenta de pecunia expensa, 25. Fragmenta.

1.2. 文書の形態、構造、書体、書き手¹⁷

Camodeca は、スルピキウス家文書を再構成するにあたり、その蠟板文書¹⁸が2枚板であったのか、3枚板であったのか、を手掛かりとした¹⁹。いくつかの書板には溝 *sulcus* があり、それは2枚目の裏側に該当した。そこは証人がその印章を綴じ紐の上から押す場所であったが、印章は書板の面の上に置かれたのではなく、その面にあつかも沈み込む形となった。Camodeca の観察によれば、この溝を有するのは3枚板だけであった。この溝のおかげで、3枚目の書板を2枚の書板に平行に置くことができ、5頁目の書字部分が4頁目の印章に触れて、外側の書板が傷つけられることがなかった²⁰。他方、2枚板では、印章が3枚目の書板にカバーされることがなく、簡単に損傷してしまう危険性があったため、そのような溝の必要性は3枚板よりも高かったとも考えられる。しかし、その溝があることで、薄い書板の耐久性が弱められ、書板が真っ二つになることもあったと考えられる。それゆえ、溝を備えた書板が用いられたのは3枚板に限られたであろう、と Wolf は推測している²¹。

記録はその保存状態によって様々であるが、一定の大きさに揃えられており、大中小の3つに区別することができる²²。Camodeca は句読点、文字、言語、書体についても言及している。文字は、行の半分の高さに置かれている点あるいは斜めの線によって区切られている。48年に作成されたいくつかの記録には、半母音 V を表す「逆のディガンマ *digamma inversum*」²³が用いられている（例えば TPSulp. 48）。

Camodeca はスルピキウス家文書に含まれる記録を *testationes* と *chirographum* とに区別し²⁴、それらの証人署名欄につき、証人の人数、その属性、*chirographum* の筆者による署名にかんする詳細な情報を提供している²⁵。Wolf は、*testatio* と *chirographum* とに詳細な定義を与えている。*testatio* とは、記録である。3人称単数で書かれ、出来事を客観的に伝える。その証明力は証人の協力に基づいている。証人による封印が内側の書板に書かれた内容の真正性を保証する。証人がその封印が自身のものであることを認めれば、彼は記録が伝えていることが生じたことを証言したことになる。これに対して、*chirographum* とは、1人称で書かれる、記録作成者その人の表明である。証書の証明力は自筆であるということに基づいていた。証

17 Camodeca (註4) 31-40; Wolf (註5) 83-85; Wolf (註4) 29-30.

18 蠟板文書とは、厚めの木の板を、2枚か3枚合わせて、縁に穴を開けて紐を通し、ノートのように綴じたものである。2枚板の場合、2、3頁目に、3枚板の場合、2、3、5頁目に当たる部分を、外枠を残して削り取り、窪みに蠟を流し込み、冷えて固まったところに鉄筆で文字を刻む。1枚目と2枚目を紐で縛り、紐の上に蠟を溶かして垂らし、固まる前に印章指輪で封をする。これによって、内容の改ざんを防ぐことができると共に、3枚板であれば縛られていない5頁目から6頁目に、2枚板であれば4頁目から1頁目に、内側の書板の内容をインクで記すことで、封を解かなくとも内容を確認することができる。こんにち、時の経過により蠟は消滅してしまっていたが、鉄筆が蠟を突き抜けて板にまで達した際に残った文字の痕跡、およびインクの痕跡から、内容の復元が試みられている。Camodeca (註4) 31-32, Wolf (註4) 19-20, 森光「生まれながらの自由人か、それとも解放された奴隷か？」白門61巻10号(通巻727号)中央大学通信教育部、2009年、54-69頁、特に57-58頁も参照。

19 Camodeca (註4) 34-35によれば、彼は127のうち94の記録を、34の2枚板と60の3枚板とに分類することができたが、2枚板の割合は27パーセントと、約7パーセントであったポンペイとヘルクラネウムの文書と比較すると、高い割合を示した。これらの文書はプテオリのそれと比べるとより新しいことから、Camodeca はこの違いを慣行の変化によって説明した。すなわち、20年代から30年代にかけては2枚板と3枚板との割合はほぼ等しかったが、30年代後半から40年代には2枚板の使用が減少し始め、60年代にはついに姿を消した、と。

20 2枚板であれば3枚板であれ、4頁目の右側は、記録の証人たちの名前をリストにして記載するためのスペースであった。2枚板では、4頁目の左側にインクで、内側の書板の内容が書かれ、文が長い場合には1頁目に及ぶこともあった。3枚板では、内側の書板の内容は5頁目に書かれるため、通常は、4頁目の左側は空欄であったが、スルピキウス家文書には、証人の名前が溝を挟んで両側に書かれている例がある (TPSulp. 45)。

21 Wolf (註5) 84; Wolf (註4) 20.

22 「中」は平均して高さ11-12cm、幅13-15cm、厚さ0.5-0.9cmであるが、バラつきは高さ9-12.3cm、幅が11.5-16cmである。3枚板の4頁目の溝は長さ2-2.5cm、枠は平均して1.3-2cmである。「小」は高さ7-8.3cm、幅10-10.5cmで、すべて TPSulp. 90-93に用いられた。「大」は原型を留めていないが、幅は20-22cm、高さは19-19.5cmであったと推測される。

23 註56を参照。

24 Camodeca (註4) 34, 脚註103によれば、*testationes* は80 (約63パーセント)、*chirographum* は44 (約34パーセント) である。前者は、裁判文書 (*vadimonia*, *interrogationes in iure*, *compromissa*, *intertium*, *iusiurandum*) が多いが、*emptiones cum stipulatione duplae* や *nomina arcaria*、あるいは競売に関する文書も含まれる。後者は、消費貸借に関する文書 (*mutua cum stipulatione*、人的あるいは物的担保、問答契約による債務引受、金銭受領、*promissiones*) が多いが、*locationes*、*mandata*、種々の *conventiones (finiendae controversiae, de iudice addicendo)* も含まれる。

25 Camodeca (註4) 36-37によれば、4頁目の証人署名欄が残っている記録は38 (*testationes* 23, *chirographum* 15) である。

人の協力は、証書の証明力にとって重要ではなかった、と²⁶。

testationes では、証人の数は7人から11人だが、例外的に6人の場合（TPSulp. 91）もある。証人は成熟した自由人男性であるが、TPSulp. 60では外国人が含まれている。chirographum では、証人は5から6人である。chirographum の作成者は2回（TPSulp. 53は例外）、たいていは最初と最後に署名する（TPSulp. 45, 46は例外）。5つのchirographum は奴隷の手によって書かれている（TPSulp. 45, 46, 58, 110, 112）が、慣例通り2回署名する場合もある（TPSulp. 45, 58, 112）。chirographum の作成者でない奴隷が証人として名を連ねる場合もある（TPSulp. 45, 67）。chirographum の3頁目、内側の書板の下部に署名が為されることも多い。

スルピキウス家文書のうち、宣誓書は職業筆記者によって作成されたが、証書の方は、その当事者の自筆であることが多かった。例外は6つであり、そのうち3つは当事者が字を知らない証書に明記されていて（TPSulp. 46, 78, 98）、1つは当事者の奴隷が書記であり（TPSulp. 45）、残りの2つは当事者が女性であった（TPSulp. 58, 82）。そこからCamodecaは識字率を80-90パーセントと見積もっている²⁷。ほとんどの記録は標準的なラテン語で書かれている²⁸。

1.3. 文書の原型²⁹

この文書が再発見された時点で何枚の書板があったのか、正確な記録はない。Camodecaによれば、173枚の書板から成る127の記録のうち、34は2枚板であり、60は3枚板であることが分かっているが、2枚あるいは3枚の書板が完全に保存されているのは25（2枚板16、3枚板9）だけであり、55の記録は1枚目を、61の記録は2枚目を、少なくとも25の記録は3枚目を欠いている。失われた書板の合計は141枚であるから、少なくとも314枚の書板が存在したはずである。2枚板か3枚板か確定していない約30の記録について、確定している記録の割合と同じであるとすると、すべての記録のうち約50が2枚板、約80が3枚板となるので、総計でおおよそ350枚の書板が存在したことになる。Wolfによれば、118の記録のうち、2枚板が42、3枚板が55、残りの21は不明である³⁰。

問題は、79年の時点で文書は完全な状態で保管されていたのか、である。Camodecaによれば、第1に、その時点では完全な状態で保管されていたが、再発見後に乾燥と保存の処置に失敗して失われた可能性がある。第2に、すでに79年の時点で文書は完全な状態ではなかった可能性がある。232枚の書板のうち、特に4頁目が2頁目の半数、3頁目の3分の2しか残っていない。そこから、インクで書かれたページは蠟板のページよりも保管に値しなかった、と推測される。また、2頁目よりも3頁目が少ないのは、3頁目にはコンスル名と日付あるいは単に作成場所が示されているだけであったから保存されなかった、というのが説得的である。あるいは、79年8月の前に盗難事件が発生し、文書の入った籠が工事中の建物の食堂の寝台に放置された、との推測も可能である、と。

Wolfも、初めから一部が欠けた状態であった可能性を指摘する。そもそも、都市プテオリで活動した銀行家であるスルピキウス家の文書が、なぜボンベイ近郊に存在したのか、事実は不明であるが、日付から考えると、証明手段としての意味は失われていた。そして、書板を入れた籠は、他の物と一緒に、修理中で誰も住んでいない建物に放置されていた。完全に保存されている書板は少ないが、それでも書板の内側あるいは外側のどちらか一方の書字部分はほぼ完全に残されていることから、記録を保存するという目的は果たしていたと考えられる。そうであれば、証明手段としては不要となった記録を、その内容を確認できる限りで書板を分解し、プテオリからボンベイ近郊に移動させ、籠に入れて保管していた、と推測す

26 Wolf（註4）20-22.

27 Camodeca（註4）40.

28 例外は、キュベルスの被解放自由人ノウィウス・エウヌスの証書（TPSulp. 51, 52, 67, 68）と、キュベルスの奴隷ディオグネトゥスのそれ（TPSulp. 45）であった。Wolf（註5）85によれば、彼らは話すように書いており、それはスルピキウス家の置かれた環境で用いられていた話し言葉を示している。もっとも、書き方は人それぞれであり、エウヌスの証書の文字は明確で読みやすいが、ディオグネトゥスのそれは個性的であった。

29 Camodeca（註4）18-20; Wolf（註5）77-79; Wolf（註4）23-24.

30 Wolf（註4）20.

ることができる、と。

1.4. スルピキウス家と彼らを取り巻く社会³¹

127の記録のうち78で、Camodecaは記録の作成の年月日を明記している。最も古い記録とされるTPSulp. 42は26年3月18日に作成された³²。61年2月22日に作成されたTPSulp. 91が最も新しい。記録のほとんどにあたる87パーセントが35年から55年の20年間に作成されており、この時代はカリグラ帝とクラウディウス帝の統治期にあたる。

記録された出来事の主演は、カンパーニアの都市プテオリで活動していたガイウス・スルピキウスたちである。Camodecaはファウストゥス、キンナムス、そしてオニルスの名を挙げている。Camodecaは、ガイウス・スルピキウス・ファウストゥス・マーイオルが4人目である可能性を排除しているが³³、Wolfによれば、その理由づけは十分ではない。すなわち、マーイオルは35年1月あるいは2月までの、古い時期の記録に登場する。逆に、34年3月以降は何の区別もないファウストゥスが記録に現れる。したがって、マーイオルが、その綽名によって、同名のファウストゥス（・ミノル）と区別を付けようとした可能性がある、と³⁴。ファウストゥスは52年5月までの17年間登場する。最も頻繁に登場するキンナムスは、42年3月に初めて登場し、56年3月までの14年間活躍した。オニルスは最新の記録である61年2月に登場するだけである。その他、51年10月30日に1度だけ、スルピキウス・エウテュクスが、キンナムスの委託事務管理人として登場する。48年の記録にはファウストゥス、キンナムスに加え、キンナムスの4人の奴隷も見られる。

スルピキウス家は被解放自由人層に属していた。キンナムスはファウストゥスの被解放自由人であると自ら述べている³⁵。Camodecaは碑文史料³⁶から、ファウストゥスが被解放自由人スルピキウス・ヘラクリダの息子であること（そうであればファウストゥスその人は生来自由人である）、ヘラクリダの保護者はガイウス・スルピキウス・ヒュギヌスであること、後者は生来自由人ではなく、おそらくは、元老院議員階層であるスルピキウス・ガルバ家出身の、ガイウス・スルピキウス・ガルバの奴隷であったこと、を明らかにした。オニルスは、上述の碑文史料によるとファウストゥスの兄弟と考えられ、Wolfはこれを支持するが³⁷、Camodecaは、ファウストゥスの息子である可能性もある、と述べる³⁸。ファウストゥスが52年以降登場しなくなった後、その跡を継いだのがキンナムスなのか、オニルスが息子としてなのか、も不明である。金融業者の社会的地位が低かったことから、息子ではなく、自分の被解放自由人に仕事を継がせる例としては、よく知られた金融業者ルーキウス・カエキリウス・ユクンドゥスのそれがあり、

31 Camodeca (註4) 22-31; Wolf (註5) 80-82; Wolf (註4) 25-28; 島田誠「ローマ市民にとっての「国家」—プテオリにおける「国家」と諸集団」1988年度大会共通論題報告、報告(4)、西洋史研究(新輯)18号(1989年)142-152頁、145頁。

32 Wolf (註5) 80は、Camodecaの読み方のほとんどについて異論の余地はないが、最も古い記録となるTPSulp. 42については、Camodecaの補充は説得的でないとする。すなわち、コンスルの人名を再構成するのに必要な36文字のうち、12文字を解説しているが、そのうち11文字は「保存状態が悪く、読みに疑いがある文字」であるからである、と。

33 Camodeca (註4) 21, 脚註39.

34 Wolf (註5) 80.

35 TPSulp. 72が作成された47年12月31日と、TPSulp. 74が作成された51年頃、キンナムスは「我が保護者ファウストゥスの」と述べており、Camodeca (註4) 24は、この頃まではキンナムスがファウストゥスのビジネスに委託事務管理人として参加していた、と推測している。これに対してWolf (註5) 81は、TPSulp. 48が作成された48年にキンナムスとユーリウス・ブルーデンスが締結した契約において、ブルーデンスが、彼の従業員とスルピキウス家との取引から生じる責任を、キンナムスにのみ負うことが取り決められたことは、キンナムスが委託事務管理人の地位にあったことと相容れない、なぜファウストゥスは最初からキンナムスをパートナー(Kompagnon)にしなかったのか、と述べている。もっとも、TPSulp. 72、TPSulp. 74ともに、キンナムスは、債権者ファウストゥスの代わりに、あるいは自身が債権者として、債務者から弁済された金銭を受領しており、TPSulp. 48でもそのような立場に立っていたと考えれば、矛盾はないのではないか。

36 Camodeca (註4) 22-24; Eph. Ep. VIII 451: C. Sulpicius Heraclida / sibi et / C. Sulpicio Hygino patron(o) / et Hygino et Fausto et Oniro / et Heraclidae filis suis et / Harmoniae uxori et / libertis libertabusq(ue) / suis posteris(ue); CIL I² 2687, CIL I² 2679.

37 Wolf (註4) 27.

38 Camodeca (註4) 25.

Camodeca は前者の可能性が高いと考えている³⁹。

スルピキウス家を取り巻いていたのも被解放自由人たちの社会であった⁴⁰。スルピキウス家文書に見られる名前について、Camodeca は詳細に分析しているが、文書に登場する人々のコグノーメンのほとんどがギリシャ人系であるのは明らかであり、ラテン人系のコグノーメンの大多数は元奴隷のそれである⁴¹。自分の所属するトリプスを名前に添える例は、僅かに5例だけ見られるが⁴²、被解放自由人の社会で生来自由人が自らの出自を強調しようとしている、と Camodeca は評している。さらに、皇帝の奴隷が繰り返し登場することで⁴³、その名前に付けられた主人の名前から、皇帝とプテオリの人々との密接な関係を見ることができる。

1.5. 都市プテオリ⁴⁴

プテオリは大都市ネアポリス（現ナポリ）の西およそ15キロメートル、ナポリ湾北西のティレニア海に向けて突き出た半島の付け根に位置する。半島によってティレニア海から吹く風を免れる、自然の良港であった。前4世紀にローマの支配下に置かれて以降、ハンニバルの襲来にも屈することなく、都市ローマとの良好な関係を保ち続けた。都市ローマはオスティアをその外港としていたが、後1世紀に皇帝たちによって港湾整備が進められるまでは、船を安全に停泊させることのできる場所とは言えなかった。他方、第2次ポエニ戦争の勝利によって、海上輸送に不可欠な安全かつ有益な港湾の需要は増大する一方であった。そこで、ローマ第2の外港とされたのが、ローマおよびオスティアから南におよそ200キロメートル離れたプテオリ（現ポツォーリ）であった。ローマが地中海東部に勢力を拡大するのに伴って、プテオリは非常に大きな役割を果たした。特に、オスティアが巨大な外洋船を受け入れられるようになるまでは、地中海を超えて運ばれた貨物、特に穀物は、プテオリの港で一旦積み下ろされ、一時的に倉庫へと貯蔵された後、小型船に積み替えられ、イタリア半島の沿岸航路を通じて、オスティア、そして都市ローマへと供給された⁴⁵。後1世紀、地中海全域と世界的首都ローマとを結ぶ中継地としての役割を果たしたプテオリには、スルピキウス家が活躍する条件が十分に整っていた。

他方、元首政期に入っても、プテオリが皇帝たちと密接な関係を有していたことは、皇帝の奴隷たちの活躍だけでなく、文書に現れる建築物の名前から窺い知ることができる。例えば、裁判担当公職者の面前に召喚されるその場所は、アウグスティ・ホルディオニアヌスの祭壇の前の広場であった。仲裁裁判の場所はホルディオニアヌスあるいはオクタウィアヌスのバシリカの張出し玄関であった。担保物の小麦はドミティア・レピダの上バルバティア地所にある倉庫に保管された。競売はカエソニアヌスのバシリカの張出し玄関の前の広場で行われ、その告知はアウグスティ・セクスティアーナ柱廊に掲示され

39 Camodeca (註4) 25; 金融業者ユクンドゥスについては、J. Andreau, *Les affaires de Monsieur Jucundus, Rome, 1974*; idem, *La vie financière dans le monde romain. Les métiers de manieurs d'argent (IV^e siècle av. J.C. - III^e siècle ap. J.C.)*. Rome, 1987.

40 Wolf (註5) 82によれば、キンナムスという名前は奴隷および被解放自由人に多く見られる。その意味するところは「シナモンの子」であり、その主人の肌の色を暗示していることは明らかである。クラウディウス帝は同名の会計係を所有していた。トラヤヌス帝の時代にも同じ仕事をキンナムスという名の人物が担当していた。ペトロナウス『サテュリコン』に登場するトリマルキオの執事の名もキンナムスであった。この文書のキンナムスも、ファウストゥスが解放するまでは、後者の家で、上記の信用を要する地位に就いていた可能性は高い、と述べている。

41 Camodeca (註4) 28によれば、157のコグノーメンのうち、ラテン人系は63（約40パーセント）、ギリシャ人系は92（約59パーセント）、イリュリウム人とケルト人が1ずつであった。特にユリウス・クラウディウス朝期には、被解放自由人層にギリシャ人系のコグノーメンが多かった、とのことである。ラテン人系のコグノーメンのうち、フェリクス Felix が14（自由人11、奴隷3）、フォルトゥナートゥス/フォルトゥナータ fortunatus/a が8（自由人7、奴隷1）、プリミゲニウス/プリミゲニアとその変形が8（自由人6、奴隷2）、ファウストゥス/ファウスタが4（すべて自由人）、アンブリアートゥスが3（自由人2、奴隷1）、クレスケンスとドナートゥスが3（すべて自由人）である。

42 Camodeca (註4) 27によれば、コッリーナ区 Collina が1例（TPSulp. 50）、ファレルナ区 Falerna が4例（TPSulp. 43, 44, 45, 52）である。

43 Camodeca (註4) 30によれば、TPSulp. 45, 51, 52, 67, 68, 69, 94.

44 Kathrin Jaschke, *Die Wirtschafts- und Sozialgeschichte des antiken Puteoli*. PHAROS 26, Rahden, Marie Leidorf, 2010.

45 André Tchernia (translated by James Grieve with Elizabeth Minchin), *The Romans and Trade*, Oxford University Press, 2016, p.207-209, 267.

た。これらは皇帝たちやその周辺の人物がプテオりに建築物を寄付したことを示している⁴⁶。

1.6. スルピキウス家の営業とその規模⁴⁷

スルピキウス家は銀行業ないし金融業 (argentarius あるいは coactor argentarius と称される) を営んでいたと推測されている⁴⁸。その営業規模は、Camodeca の計算によると (おそらく35年から55年の) 20年間で1280000セステルティウス⁴⁹であった。Camodeca は、限られた史料状況からしてこの数字は参考程度にしかならないものの、商人や職人に対する貸付、例えば後述する TPSulp. 51-52におけるノウィウス・エウヌスや TPSulp. 53におけるマリウス・ユクンドゥスといった穀物業者に対する貸付もなくはなかったが、消費者金融 *prestidi di consumo* が圧倒的であったであろう、と述べている⁵⁰。Wolf も、スルピキウス家の営んでいた銀行は大規模ではなかった、と評している⁵¹。スルピキウス家文書を見ると、貸付、受領、保証の金額が20000セステルティウスを超えることもあるが、Wolfによればそれは例外であり、それを下回り、しかもわずかな金額であることもしばしばである⁵²。

前者の例として Wolf が挙げるのは、貸付としては、ファウストゥスが40年3月13日に (TPSulp. 53)、キンナムスが45年10月3日に (TPSulp. 54)、それぞれ20000セステルティウス、45年の秋に彼らのうちどちらかが金庫から30000セステルティウス (TPSulp. 63) である。弁済受領としては、47年12月4日にキンナムスとその保護者ファウストゥスの債権50000セステルティウスに基づいて30000セステルティウス (TPSulp. 72)、51年にキンナムスが130000セステルティウス (TPSulp. 74、そのうち80000セステルティウスは自らに対する負債であり、50000セステルティウスはファウストゥスに対する負債) である⁵³。51年10月にはキンナムスの債務者スアウィスが26000セステルティウスについて遅滞に陥り、奴隷7名が競売にかけられている (TPSulp. 85)。債務引受については、51年5月2日に、キンナムスが債務者として、クラウディウス帝の奴隷である債権者フォスフォルス・レピディアヌスに対して、94000セステルティウス (TPSulp. 69) である。さらに、断片的ではあるが、支払いの記録として、ファウストゥスがやはりクラウディウス帝の奴隷であるアマラントゥス・ヒヤキンティアヌスの補助奴隷エウヌスに50000セステルティウス (TPSulp. 94)、それと同じ内容が別の記録にもあり、それに続いて、フォルスの補助奴隷タッルスに25000セステルティウス (TPSulp. 95) である⁵⁴。

46 Wolf (註4) 18; 島田 (註31) 147。

47 Camodeca (註4) 25-26; Wolf (註5) 82-83; Wolf (註4) 30-32。

48 Camodeca (註4) 188は、紀元後1世紀において競売は上述の金融業者ルーキウス・カエキリウス・ユクンドゥスのような argentarius あるいは coactor argentarius の典型的な活動領域であった、と述べる。

49 1セステルティウス (黄銅貨) は4アス (青銅貨) に相当する。Robert Étienne, *Pompeji, Das Leben in einer antiken Stadt*, Stuttgart: Reclam, 1976, S.215-216は、ほぼ同時代のポンペイの碑文における物価を次のように算定している。

1 モディウスの小麦	30アス = 7.5セステルティウス
1 モディウスのハウチワ豆	3アス = 0.75セステルティウス
1 ポンド (0.33キログラム) のオイル	4アス = 1セステルティウス
1 樽の最高級 (ファレルノ) ワイン	4アス = 1セステルティウス
1 ポンドのパン	1アス = 0.25セステルティウス
皿	1アス = 0.25セステルティウス
小グラス	2アス = 0.5セステルティウス
陶製ランプ	1アス = 0.25セステルティウス
トゥニカ (普段着)	15セステルティウス (= 60アス)
驢馬	520セステルティウス (= 2080アス)
奴隷	5048セステルティウス (= 20192アス)

50 Camodeca (註4) 25-26。

51 Wolf (註5) 82, 「48年に (ユーリウス・ブルーデンスと) 取引に携わったのはファウストゥス、キンナムス、後者の4人の奴隷であった」。

52 Wolf (註5) 82。Wolf が20000セステルティウスを基準とした根拠は不明である。Gai Inst. 3.124-125によれば、前8年に制定されたとされるコルネーリウス法は、同一人が同一人のために同一人に対して同一年内に保証することができる金額の上限を原則として20000セステルティウスと定めた。

53 もっとも、Camodeca の130000セステルティウスという読みを Wolf は支持していない。

54 Wolf (註4) 83は、これら支払いの原因を貸付と考える Camodeca に対して、弁済と考えており、「キンナムスやファウストゥスのような銀行家が国庫に高額の貸付を行っていた、というのは驚きである」と述べている。

Wolf が挙げていない後者の例として数えられるのは、貸付として、35年11月9日にファウストゥスがマルクス・アントーニウス・マクシムスに2000セステルティウス（TPSulp. 50）、42年3月20日（TPSulp. 62）および43年7月20日（TPSulp. 61）にキンナムスがテオドルスの娘でメーロス（現ミロス島）出身のエウプリアに1000および500セステルティウス、50年（か判読が困難）4月20日にキンナムスがプープリウス・ウルウィヌス・ゾシムスに2000セステルティウス（TPSulp. 57）、52年3月7日にキンナムスが奴隷ニケロスに1000セステルティウス（TPSulp. 56）、年月日は不明だがファウストゥスがカエシア・プリスキラの奴隷ピュラムスに4000セステルティウス（TPSulp. 58）、である。弁済受領としては、実際に受領したかは定かでないが、38年8月29日および39年9月15日に、ファウストゥスが、債務者エウヌスから、カリグラ帝の奴隷である債権者ヘクスに負っている債務1130セステルティウスないし1250セステルティウスである（TPSulp. 67および68）。また、43年あるいは45年12月5日には、債務者エロティスの財産がキンナムスの世話で競売にかけられ、その競落代金19500セステルティウスをキンナムスがエロティスに立て替え払いしている（TPSulp. 82）。

同時代に残された文書⁵⁵にみられる不動産取引に比べても、Camodeca や Wolf の言うように、スルピキウス家の営業規模は大規模とは言えない。しかし、500セステルティウスの消費者金融から、130000セステルティウスの弁済受領まで、その営業の範囲は幅広かったとすることができる。また、その取引の相手方も、ローマ市民だけでなく、皇帝の奴隷から外国人女性まで多様であった。上述のように、プテオリが国際貿易都市であり、皇帝との関係性が強かったことを考慮しても、スルピキウス家がプテオリの人々の様々な金融需要に就いていたことを窺い知ることができる。

次節ではさらに、スルピキウス家が携わった金融取引の具体例を、文書の記録を通して確認する。

2. 具体例の検討

本節では、内容上、一定のまとまりを有する記録群を具体例として取り扱う。1つは TPSulp. 46, 53, 79 であり、もう1つは TPSulp. 45, 51, 52, 67, 68 である。これらの記録群を取り扱う理由は、これらがいずれも金銭消費貸借とそのための担保権設定の事例である点、また担保権の目的物が倉庫に保管された小麦等の穀物である点で極めて興味深く、それゆえにこれまで別稿を含め一定程度の研究を重ねてきたためである。

テキストは補助記号付きで脚註に引用した⁵⁶。試訳は、テキストの行数と対応させるのが困難であった

55 Giuseppe Camodeca, *Tabulae Herculenses Edizione e commento I*, Roma, Edizioni Quasar, 2017, 271-279によれば、TH² A10 という文書には、64年6月12日、ヘルクラネウムにおいて、プープリウス・コミキウス・セウエールスなる人物がコミニウス・プリムスにリニシアヌス農場を295000セステルティウスで売却し、代金の分割払いを受けていた、という内容が記されている。

56 以下の補助記号については、Camodeca（註4）47-48. また、半音 v を表記するため、クラウディウス帝の時代に導入され、すぐに廃れたという「逆のディガンマ（ディガンマ F を180度回転させたもの）」（Camodeca（註4）39, Wolf（註5）85）が用いられている箇所は、入力できないため、F で代用した。

a(bc)	テキストの省略、との編者による理解
abc	保存状態が悪く、読みに疑いがある文字 [Camodeca（註4）では文字の下に傍点]
ABC	1つかそれ以上の単語の最初か、途中か、最後かで位置が確定し得ない文字
[abc]	テキストの欠損の補充
`abc`	書き手による行間への追加の書き込み
<abc>	書き手が、前に書かれていたものを消去して、修正した文字あるいは単語
[[abc]]	書き手が、その再考あるいは修正を理由として消去し、あるいは上からの抹消線により抹消したが、依然として判読可能な単語あるいは文節
{abc}	書き手によって誤って書かれ、編者が削除した文字あるいは単語
<abc>	書き手の筆の誤り lapsus calami を原因とする脱落と判断された場合にのみ、編者が追加した文字あるいは単語
[-----]	行全体の欠損
-----	不確定の行数の、テキストの最初あるいは最後の欠損
[---]	不確定の文字数の欠損
[...]	不確定の長さの欠損（点1つが文字1つ）
+++	同定不可能な文字（+1つが文字1つ）

ため、読みやすさを優先した。訳文については、TPSulp. の解説ならびに TPN のドイツ語訳を主に参考にしている。内側の書版と外側の書版とでテキストに大差がなく、訳文に違いが生じない場合、「同 1 枚目、2 頁目と 2 枚目、3 頁目」という形で訳文を省略した箇所がある。〔 〕は筆者が補った部分である。……はテキストが一部不明のため、翻訳不能の箇所である。事案の概要は、記録の内容を時系列順に要約した他、事案の理解に関わる議論の紹介、若干のコメントも付している。

2.1. TPSulp. 46, 53, 79⁵⁷

2.1.1. TPSulp. 46 (TP 44 + 46 + ined. = TPN 87) / 3 枚板

3 枚目、6 頁目 (インク、見出し)⁵⁸

【試訳】

プーブリウス・アンニウス・セレウコスの奴隷ナルドゥスの、26番倉庫の賃貸借の記録
プーブリウス・アンニウス・セレウコスに

1 枚目、2 頁目と 2 枚目、3 頁目 (尖筆、内側の書板)⁵⁹

【試訳】 同 3 枚目、5 頁目

2 枚目、4 頁目、右側 (インク、署名者たち、印章のための中央の sulcus の右側に)⁶⁰

【試訳】

プーブリウス・アンニウス・セレウコス

- + c.10+ 同定不可能で正確に評価しえない文字の痕跡だけが残っている行
- (vac.) 書き手によって書かれないままであった vacuum の指示
- i 長い i
- ó apex 長音記号付きの母音
- (S) 視認可能な sigillum の痕跡
- || tabulae の上部の margines の中央にある溝、背に atramentum インクで書かれた indices 見出しのテキストを 2 つの部分に分けている

57 Jean Macqueron, Deux contrats d'entrepôts du 1er siècle ap. J.C., T. Pomp. 7 et 44, in: Études offertes à Pierre Kayser, Aix-Marseille 1979, 200-212; Wolf (註5)113-116; Andrew Lintott, Freedman and slaves in the light of legal documents from first-century A.D. Campania, *Classical quarterly*, 52.2 555-565 (2002), 556-558; David Jones, The Bankers of Puteoli, *Finance, Trade and Industry in the Roman World*, Tempus, Stroud, 2006, 99-102; Gerd Krämer, Das besitzlose Pfandrecht. Entwicklungen in der römischen Republik und im frühen Prinzipat, *Forschungen zum römischen Recht* 50, Köln et al. 2007, 323-338; Peter Gröschler, Mittel der Kreditsicherung in den TABULAE CERATAE, in Verboven, Koenraad (Hrsg). *Pistoi dia ten technen : Bankers, Loans and Archives in the Ancient World: Studies in Honour of Raymond Bogaert*. Studia Hellenistica 44, Leuven: Peeters, 2008, 301-319, 315-316; Emmanuelle Chevreau, La pratique du gage dans les Tabulae Pompeianae Sulpiciorum, in: H. Altmepfen/I. Reichard/M. Schermaier (hrsg), *Festschrift für Rolf Knutel zum 70. Geburtstag*, C.F. Müller, 2009, 183-196; Jaschke (註44)193-204; H. L. E. Verhagen, Das Verfallpfand im frühklassischen römischen Recht, *Dingliche Sicherheit im Archiv der Sulpizier*, TR 79 (2011) 1-46; Paul J. du Plessis, Letting and hiring in Roman legal thought : 27 BCE - 284 CE, Brill, 2012, 173-189, 187-189; Eva Jakab, *Horrea, suretes et commerce maritime dans les archives des Sulpicii*, in: J. Hallebeek/M. Schermaier/R. Fiori/E. Metzger/J. P. Coriat (eds.), *Inter cives necnon peregrinos*, Essays in honour of Boudewijn Sirks, V&R Unipress, 2014, 331-349, 332-335, 348; Fabian Klinck, *Verpfändung und Speichermiete in der Tabulae Pompeianae Sulpiciorum*, in: *Facetten des römischen Pfandrechts*, Studien zur Geschichte und Dogmatik des Privatrechts, ed. Jan Dirk Harke, Berlin 2015, 55-73.

58 [Chirographum Nardi P(ubl)ii Anni Seleuci Ser(vi)]||con[ductionis (?) h]orr[ei] XXVI [---]||P(ubl)io Anno [Seleuco---]

59 C(aio) La[e]ca[n]io Basso Q(uinto) Terentio Culle]one co(n)s(ulibus),||[III idus Martias].||Nardus P(ubl)ii [Anni Seleuci servus scrip] si coram||et ius]su [P(ubl)ii] Anni Seleuci domini] mei, ||qu[od is negaret] s[e litt]Jeras [scire],||m[e locasse] C(aio) Sulpicio [Fausto] ho[r]reum||[XXVI, quod e]st in p[raedis Domit]ia[e]||Lepid[ae] Barbatianis] superi[oribus, in] q[uo]||[repositum est tritici Alexandrini] millia||[modium XIII, quae dom]i[nus m]eu[s] adme-||[ti]et[ur] cum [servis suis, m]ercede pag. 3

in mensibus singulis sestertis||centenis nummis. (S) (S?)||[vac.]||Ac[(tum)] Puteol[i]s.

60 |(S)| P(ubl)ii Anni Seleuci
|(S)| Cn(aei) Polli Cn(aei) f(ili) Rufi
|(S)| C(ai) Iuli Felicis
|(S)| Nardi P(ubl)ii Anni Seleu=||ci ser(vi)
|(S)| P(ubl)ii Anni Seleuci

グナエウスの息子、グナエウス・ポッルス・ルーフス
 ガーイウス・ユーリウス・フェリクス
 プーブリウス・アンニウス・セレウコスの奴隷ナルドゥス
 プーブリウス・アンニウス・セレウコス

3枚目、5頁目（尖筆、外側の書版）⁶¹

【試訳】 ガーイウス・ラエカニウス・バッシスとクウイントゥス・テレンティウス・クッレオがコンスルの年、3月イードゥスの3日前〔40年3月13日〕。

プーブリウス・アンニウス・セレウコスの奴隷ナルドゥスが記した、我が主人プーブリウス・アンニウス・セレウコスの面前で彼の命により、なぜなら彼は自分が文字を知っていることを否定したので、すなわち、私はガーイウス・スルピキウス・ファウストゥスに、ドミティア・レピダの上バルバティア地所にある26番倉庫を賃貸した、そこにはアレクサンドリア産の小麦13000モディウスが保管されている、それらを我が主人は彼の奴隷たちと共に⁶²計量することになっている、1箇月に100セステルティウスの硬貨を賃料として。

プテオリで記された。

2.1.2. TPSulp. 53 (TP 8 + ined., cfr. 92 = TPN 45) / 3枚板

1枚目、2頁目と2枚目、3頁目（尖筆、内側の書版）⁶³

【試訳】

ガーイウス・ラエカニウス・バッシスとクウイントゥス・テレンティウス・クッレオがコンスルの年、3月イードゥスの3日前〔40年3月13日〕。

ディダの被解放自由人ルーキウス・マリウス・ユクンドゥスが記した、私はガーイウス・スルピキウス・ファウストゥスから20000セステルティウスの硬貨を受領し、債務として負った、それを私は彼から消費貸借物として受領した、と。

そして上記の20000セステルティウスが、その貨幣の品質が適正であることが確かめられた上で、与えられるよう、ガーイウス・スルピキウス・ファウストゥスが要約し、私ルーキウス・マリウス・ユクンドゥスが誓約した。

プテオリで記された。

2枚目、4頁目（6人の署名者たち、印章のための中央の sulcus の右側に、その痕跡も写真で見て取れる）⁶⁴

【試訳】

61 C(aio) Laecanio Basso Q(uinto) Ter[en]tio Culleone co(n)s(ulibus),||III i[du]s Martias.||Nardus P(ubl[i]i) Anni Seleuci servus sc[ri]psi coram et iussu||Sel[eu]ci domini mei, [quod] is negaret se litteras||scire, m[e] locasse C(aio) Sulpicio Fausto horreum||vicensimum et sextum, quod est in praedis Domi=||tia L[e]pidae B[a]r[ba]t[i]an[is] superioribus, in quo repositum est tritici Alexandrini millia mod[iu]m||decem et tria, [quae] admetietur dominus meus||cum s[er]vis [sui]s, m[er]c[ed]e in mensibus singulis|| sestertis centenis nummis. ||Actum Puteolis.

62 Wolf（註4）126-128は、10行目を C Sulpicio fauSTO … E IN MENSIBUS SINGULIS（ガーイウス・スルピキウス・ファウストゥスのために）と読む。Camodecaの読み（我が主人は彼の奴隷たちと共に計量することになっている）では、実際には、おそらくナルドゥスを含む、セレウコスの奴隷たちが倉庫の業務を取り仕切っており、小麦の計量も彼らが行うのではあるが、あくまでも主体はセレウコスであることが強調されており、計量に問題があった場合の責任の所在がセレウコスにあることが明確であって、その場合に責任を追及する主体となるファウストゥスに有利な内容となるのに対して、Wolfの読みでは、その点が曖昧になっており、セレウコスに有利な内容となる、との違いが生じ得る。

63 C(aio) Laecanio Basso Q(uinto) Terentio Cullione co(n)s(ulibus),||III idus Martias.||L(ucius) Marius Didae l(ibertus) Iucundus scripsi||me accepisse et debere C(aio) Sulpicio||Fausto sestertii viginti millia||nummum, quae ab eo mutua||et numerata accipi; eaque se=||stertii viginti millia nummum, q(uae) s(upra) s(cripta) sunt, proba recte dari||stipulatus est C(aius) Sulpicius Faustus||spepondi ego L(ucius) Marius Iucundus.

pag. 3

Ac(tum) Putiol(is). (S)

64 L(ucii) [Mari] Iucundi||M(arci) Ma[ri]i? +++||C(aii) Iuli Celeris||M(arci) Ma[ri]i [---]||P(ubl[i]i) Anni F[e]licis

ルーキウス・マリウス・ユクンドゥス
 マールクス・マリウス・
 ガーイウス・ユリウス・ケレル
 [-----]
 マールクス・マリウス・[---]
 プーブリウス・アンニウス・フェリクス

3 枚目、5 頁目 (尖筆、外側の書板)⁶⁵

【試訳】 同 1 枚目、2 頁目と 2 枚目、3 頁目

2.1.3. TPSulp. 79 (TP 69 = TPN 69) / 3 枚板

3 枚目、5 頁目 (尖筆、外側の書板)⁶⁶

【試訳】

ガーイウス・ラエカニウス・バッシスとクウィントゥス・テレンティウス・クッレオがコンスルの年、3 月イードゥースの日 [40年 3 月 15 日]。

ディダの被解放自由人ルーキウス・マリウス・ユクンドゥスが記した、私はガーイウス・スルピキウス・ファウストゥスに、ドミティア・レピダの上バルバティウス地所にある倉庫群の 26 番倉庫に置かれているアレクサンドリア産の小麦 13000 モディウスを、私が彼に債務として負っていると証書に記した 20000 セステルティウスのために、担保の名目で与えた。

もし次の 5 月イードゥース [40年 5 月 15 日] に上記の 20000 セステルティウスを私が与えることも弁済することも満足を与えることもない場合、そのときは、当該小麦を、当該担保権の状況について告知した上で、売却することが君に許されるべきである。

[債務額を] 上回る額で売れた場合、君は剰余全額を私あるいは私の相続人に支払うべきである。[債務額を] 下回る額で売れた場合、私は残債務額を君あるいは君の相続人に支払うべきである。いずれにせよ、当該小麦はすべて私あるいは私の相続人の危険にあるべきである。以上のことが私と君との間でこのように合意され、取り決められた。

プテオリで記された。

2.1.4. 事案の概要

40年 3 月 13 日、ディダの被解放自由人ユクンドゥスがスルピキウス・ファウストゥスから金銭消費貸借として現金 20000 セステルティウスを受け取った。

40年 3 月 13 日、奴隷ナルドゥスが、その主人であるアンニウス・セレウコスの前でその命を受けて、アレクサンドリア産の小麦 13000 モディウスが保管されている倉庫を、賃料月額 100 セステルティウスで、ファウストゥスに賃貸した。

65 C(aio) L[a]ecanio Basso Q(uinto) Terentio Culleone co(n)s(ulibus),||III idus Martias.||L(ucius) Marius [Di]dae l(ibertus) Iuc[und]us scr[ip]s[i] me a]ccepisse||et debere C(aio) Sulpi[ci]o Fa[usto] sestertia v[iginti]||millia num[mu]m, quae [ab e]o [mutua] et||numerata acce[pi]; eaque [HS] ((I)) ((I)), q(uae) s(upra) s(cripta) s(unt), p(roba) r(ecte) [d(ari)] stipulatus [est C(aius) Sul]p[ici]us||Faustus spo[po]ndi ego L(ucius) Ma[r]ius Di]dae l(ibertus)||Iucundus.
[Actum Puteolis].

66 C(aio) Laecanio Basso Q(uinto) Terentio Cull[eone] co(n)s(ulibus),||idibus Mar[tii]s.||L(ucius) Ma[r]ius Didae l(ibertus) Iucundus scripsi me dedisse C(aio) Sulpicio||Fa[usto] pignoris nomine triti[ci] alexan[drini] modium||millia [decem et tri]a, quae sunt posita in [pr]aedis Do[miti]||ae Lepidae [h]orreis Barbatianis superioribus [horreo]||XXXVI, ob HS viginti millia nu[m]m, quae per chiro||graphum scripsi me ei debere [---].||Si idibus Mais primis ea HS ((I)) [(I)], q(uae) s(upra) s(cripta) s(unt), non de[dero] sol[vero]||satisve fecero, tum liceat tibi id triticu[m], quo de agitur,||sub [p]raecone de condicione pig[nor]is? quo [d(e)] ag(itur) vendere.||[Si] pluris venier[it], tu omne quod superesse[t] reddas [mihi he]||[redive meo; si] quo minoris venierit, id ego reddam tibi||heredive tuo. Utique id triticum, quo de agitur,||omni periculo esset meo heredive mei; haec||mihi tecum ita convenerunt pactusque sum.||Actum Puteolis.

40年3月15日、ユクンドゥスが、ファウストゥスに債務として負っている20000セステルティウスの担保として、倉庫に保管されているアレクサンドリア産の小麦13000モディウスに、ファウストゥスのための担保権を設定した。特約として、40年5月15日までに債務が弁済されない場合、ファウストゥスがこの小麦の売却権を得ること、もし売却額が債務額を上回る場合、ファウストゥスが余剰額をユクンドゥス（またはその相続人（以下省略））に返還すること、もし売却額が債務額を下回る場合、ユクンドゥスが引続き残債務額を負うこと、小麦に関するすべての危険はユクンドゥスが負担すること、が合意された⁶⁷。

2.1.5. コメント

すでに別稿⁶⁸で指摘した点も含め、以下、4点につき若干のコメントを付す。

第1に、TPSulp. 46では、倉庫内に保管されていることになっているアレクサンドリア産の小麦13000モディウスについて、賃貸人セレウコスが、Camodecaの理解では彼の奴隷たちと共に、Wolfの理解ではスルピキウス・ファウストゥスのために、計量することになっている。いずれにしても、契約締結時には、倉庫内に13000モディウスの小麦があるかどうかは確定していなかったことになる。別稿⁶⁹で述べたとおり、アレクサンドリアを擁するエジプトにおける小麦の収穫期は、通常4月から6月上旬にかけてであった⁷⁰。また、地中海の航海に適した時期は3月上旬から9月上旬までであった。この時期のアレクサンドリアとプテオリとを結ぶ航路には北からの風が吹くため、プテオリからアレクサンドリアまでは数日から1週間でも、アレクサンドリアからプテオリへは最低でも1箇月を要し、積み下ろしに要する日数も考慮すると、最大でも2往復が限度であった。したがって、少なくとも3月から5月まではアレクサンドリアからの穀物輸送船が到着することはなかったと考えられる。しかしながら、小麦は日々市場に出荷され消費される商品であることから、この時期もプテオリの穀物倉庫群では相当量の小麦の出庫があり、蓄積された小麦の量は決して一定ではなかった、と考えられる。以上のことから、この事例では流動する集合動産に対する担保権の設定が行われていた、と考えられる。

第2に、仮にそうであるとして、債権者であるスルピキウス家が流動集合動産担保を利用するメリットは何であったのか。以下の2点が考えられる。1つ目は、金銭が貸与されてから返済期限までの時期から推測される。すなわち、地中海の航海が可能となる3月に、アレクサンドリアへ穀物輸送船を派遣するため、穀物業者はその資金を借り入れ、小麦が到着するまでの間にその価値が高騰することが見込まれる倉庫の小麦に担保権を設定した⁷¹。債権者ファウストゥスは担保物の希少性を最大限に活用することができた。2つ目は、賃貸人セレウコスが担保権設定前に倉庫を債権者ファウストゥスに賃貸したことから推測される。すなわち、ファウストゥスは、賃貸借契約によって倉庫の小麦の占有を取得することで⁷²、賃料

67 J. G. Wolf, *Der neue pompejanische Urkundenfund. Beilage zum Jahresbericht 1982 der Gerda Henkel Stiftung*, 1983, 43-48, 48は、債務者ユクンドゥスが担保権の対象とされた小麦についての危険を明示的に引き受けたことから、債権者ファウストゥスがユクンドゥスから小麦の引渡しを受けた、ということが導かれると述べる。Krämer（註57）327-329はこれに異論を唱えている。

68 Miyasaka（註3）97-101.

69 Miyasaka（註3）100.

70 A. J. M. Meyer-Termeer, *Die Haftung der Schiffer im griechischen und römischen Recht*, Amsterdam, 1978, 4は5月下旬から7月下旬とする。

71 Jones（註57）96.

72 Krämer（註57）330-331は、彼のテーゼである非占有担保権設定がこの事例でも為されたことを弁護するためには、債権者ファウストゥスが40年3月15日の担保権設定に先立って、40年3月13日に担保物が保管されている倉庫の賃貸借契約を締結し、担保物の占有を取得したことを否定しなければならないとの趣旨で、TPSulp. 46の日付の部分が、内側の書板では欠損しており、外側の書板では14文字中5文字が「保存状態が悪く、読みに疑いがある文字」であることから、賃貸借契約の締結は40年3月13日ではなかった可能性を指摘する。そして、同334-335において、月を表す部分で明確に読み取れるのは、単語の末尾の -as だけであることから、その単語は5月（Maia）あるいは6月（Iunias）でもあり得たとした上で、かりにその日付が6月1日の17日前（XVII Kal Iunias）、すなわち5月16日であったとするならば、5月15日の弁済期日が過ぎて、債務者ユクンドゥスは債務を弁済することができなかったので、債権者ファウストゥスは合意された売却権に基づいて担保物の換価を開始し、そのために債権者は、担保物が保管されている倉庫の賃貸借契約を締結することで、初めて自ら担保物を占有するに至った、との推測が成り立ち得る、と論じている。日付の部分の文字の判読が困難であることに異論はないが、その日付が5月16日であるとの推定は説得力が足りないと思われる。

を負担してでも、主として以下の2つのリスクに備えることが可能であった。まず、賃借人として倉庫に入ることで、担保物である小麦の質が熱や湿気もしくは小動物や害虫によって劣化していないかどうか、または小麦が債務者ユクンドゥスによって担保価値を毀損する程度まで売却されていないかどうか、モニタリングすることができた。次に、倉庫の賃料を支払うことで、無資力となった債務者が賃料不払いとなった場合に賃貸人が倉庫内の保管物を差し押さえるのを防ぐことができた。もっとも、「管理占有」とも呼ぶべき債権者のこの占有は、債務者が債権者の許可なしに目的物を出し入れすることを完全に妨げるものではなかった。さもなければ、その占有は穀物業者である債務者の事業の大きな障害となり、最終的には債務の弁済にとっても有害であったからである。むしろ債権者ファウストゥスにとっては、債務者ユクンドゥスにその事業を継続させ、そこから得られる利潤から債務の返済を受けることが合理的であった⁷³。

第3に、TPSulp. 79に見られる競落代金の清算特約は、その後の古典期後期に見られる法制度を先取りする実務であった⁷⁴。この点については稿を改めて論じる予定である。

第4に、利息の問題である。この記録に限らず、スルピキウス家文書における消費貸借の記録には利息についての定めが一切存在しない⁷⁵。これに対して、紀元後2世紀から3世紀にかけての法学者たち（フロールス、スカエウォラ、パーピニアヌス、パウルス）は消費貸借に利息が付されることを当然のこととし、契約文言にも利息の取り決めがあることを伝えている⁷⁶。Camodeca は、予め返済期日が定められていた場合には、元本に利息を上乗せした額が、契約上借り受けた金額とされており、期日が定められていなかった場合でも、借主は毎月、利息の支払いを義務付けられ、一度でも支払いが滞った場合には、貸主は直ちに元本全額の返還を請求することができた、と推測している⁷⁷。後述するように、返済時期の定めがないほとんどの場合には、後者の解決が取られたことになるが、その場合、利息の支払いはどのようにして義務付けられたのが依然として不明である。

73 倉庫を利用した動産担保におけるモニタリングの歴史的的重要性については、金城亜紀「第十九銀行の製糸金融における倉庫の役割」経済論叢189巻4号（2016年）39-55頁、現代実務における問題点の指摘として、河崎晋太郎「物流金融型 ABL」の実現を 委む ABL 実績、金融機関は「物流金融型 ABL」の実現を：金融機関と倉庫会社の連携による在庫管理スキームの構築を急げ」金融財政事情69巻16号（2018年4月23日）30-33頁。

74 D 13.7.24.2 Ulp. 30 ad ed.: Si vendiderit quidem creditor pignus pluris quam debitum erat, nondum autem pretium ab emptore exegerit, an pigneraticio iudicio conveniri possit ad superfluum reddendum, an vero vel exspectare debeat, quoad emptor solvat, vel suscipere actiones adversus emptorem? et arbitrator non esse arguendum ad solutionem creditorem, sed aut exspectare debere debitorem aut, si non exspectat, mandandas ei actiones adversus emptorem periculo tamen venditoris. quod si accepit iam pecuniam, superfluum reddit.

【試訳】学説彙纂13巻7章24法文2項（ウルピアーヌス、告示註解30巻）

債権者が担保物を債務額よりも多い額で売ったが、まだ買主から代金を請求していなかった場合、〔債務者は債権者を相手方として〕質訴権で余剰金を返還するよう訴えることができるか、それとも買主が支払うまで待つべきか、あるいは買主を相手方とする訴権を引き受けるべきか。私が考えるに、債権者が支払いを迫られるべきではなく、債務者が〔買主の支払いを〕待つべきであり、待たない場合には、買主を相手方とする〔売主〕訴権が債務者に委ねられるべきである、もっとも売主〔=債権者〕の危険で。これに対して、売主は、すでに金銭を受け取った場合、余剰金を返還する。

PS 2.13.1: Debitor distractis fiduciis a creditore de superfluo adversus eum habet actionem.

【試訳】パウルス『意見集』2巻13節1項

債務者は、債権者によって信託物が売却された場合、余剰金について債権者を相手方とする訴権を持つ。

75 Wolf (註4) 32.

76 D 2.14.57pr. Florus 8 inst., D 45.1.135pr. Scaevola 5 resp., D 45.1.122pr. Scaevola 28 dig., D 12.1.40 Paulus 3 quaest., D 45.1.126.2 Paulus 3 quaest.

77 Camodeca (註4) 133-134; Verhagen (註57) 6-8.

2.2. TPSulp. 45, 51, 52, 67, 68⁷⁸

2.2.1. TPSulp. 45 (TP7 = TPN 86) / 3 枚板

1-3枚目、余白（インク、見出し）⁷⁹

【試訳】

ガイウス・ノウィウス・キュペルスの奴隷ディオグネトゥスによる、ガイウス・ノウィウス・エウヌスによって担保権が設定された小麦が置かれている、バッシアヌスの12番倉庫の賃貸借の証文

1 枚目、2 頁目と 2 枚目、3 頁目（尖筆、内側の書板）⁸⁰

【試訳】

ガイウス・カエサル・ゲルマニクス・アウグストゥスとティベリウス・クラウディウス・ネロ・ゲルマニクスがコンスルの年、7月ノーナエの6日前〔37年7月2日〕。

ガイウス・ノウィウス・キュペルスの奴隷ディオグネトゥスが我が主キュペルスの命により彼の面前で記した、私はティベリウス・ユリウス・アウグストゥスの被解放自由人であるエウエヌスの奴隷ヘスクスに、プテオリ市中心部にあるバッシアヌス倉庫群の12番倉庫を賃貸した、そこにはアレクサンドリア産の小麦が保管されている、その小麦には本日ガイウス・ノウィウス・エウヌスによって担保権が設定された、さらに同じ倉庫群の最下部の2本の柱の間を賃貸した、そこにはマメの入った200の袋が保管されている、それらには同じくエウヌスによって担保権が設定された。

7月カレンダーエの日〔37年7月1日〕から1箇月に1セステルティウスの硬貨で。

プテオリで記された。

2 枚目、4 頁目（インク、署名者たち、印章のための中央の sulcus〔溝〕の両側に、写真13574と13597にもすべてが保存されている）⁸¹

【試訳】

ガイウス・ノウィウス|| キュペルス
 アウルス・メウィウス || ユーリウス、ファレルナ区、アウルスの息子
 ディオグネトゥス || ガイウス・ノウィウス・キュペルスの奴隷
 ガイウス・ノウィウス|| エウヌス、キュペルスの被解放自由人
 イレナエウス || ガイウス・ユリウス・セネキオの奴隷
 ディオグネトゥス || ガイウス・ノウィウス・キュペルスの奴隷

3 枚目、5 頁目（尖筆、外側の書版）⁸²

78 Geoffrey Rickman, *The corn supply of ancient Rome*, Oxford University Press, 1980, 236-238; Macqueron (註57); Wolf (註5) 113-116; Lintott (註57) 556-558; Jones (註57) 92-99; Krämer (註57) 300-321; Gröschler (註57) 316-319; Chevreau (註57); Jaschke (註44); Verhagen (註57); du Plessis (註57) 178-179; Jakab (註57) 335-338, 348-349; Klinck (註57).

79 Chir[ograp]hum Diogne[ti] C (aii) Novii Cypaeri servi co[ndu]ctionis hor[rei] XII in Bassianis in quo triticum est||p[i]gnori accept(um) a C (aio) Novio Euno.

80 C(aio) Caesare Germanico Augusto||Ti(berio) Claudio Nerone Germanico co(n)s(ulibus),||VI non(as) Iulias.||Diognetus C(aii) Novi Cypaeri ser(vus)||scripsi iusu Cypaeri domini||mei cora ipsum me locasse||Hesico Ti(berii) Iulii Augusti liberti||Aeueni ser(vo) horreum XII||in horreis Bassianis publicis Putiolano=||rum medis, in quo repositu||est triticum Alexandrini,||quod pignori accepit

pag. 3

hodie ab C(aio) Novio Euno,||item in isdem horreis||imis intercolumnia, ube||repositos habet saccos legu=||menum duecentos, quos||pignori accepit ab eodem||Eunum.||Ex k(alendis) Iulis in menses singutolis||sestertis singlis nummis.||Act(um) Putiolis. (S)

81 C(aii) Novii |S| Cypaeri
 A(uli) Mevii |S| A(uli) f(ilii) Fal(erna) Iuli
 Diogneti |S| C(aii) Novii Cypaeri ser(vi)
 C(aii) Novii |S| Cypaeri l(iberti) Euni
 Irenaei |S| C(aii) Iulii Senecionis ser(vi)
 [Dio]gneti |S| C(aii) Novii Cypaeri ser(vi)

82 C(aio) Caesare Germanico Augusto||Ti(berio) Claudio Nerone Germanico co(n)s(ulibus),||sextus nonas Iulias. Diognetus C(aii)

【試訳】 同 1 枚目、2 頁目と 2 枚目、3 頁目

2.2.2. TPSulp. 51 (TP 15 = TPN 43) / 3 枚板

1-2枚目、余白 (インク、見出し)⁸³

【試訳】

ガイウス・ノウィウス・エウヌスによる、10000セステルティウスの消費貸借の証文
プロクルスとニグリヌスがコンスルの年、7月カレンダーの14日前 [37年6月18日]。

1 枚目、2 頁目と 2 枚目、3 頁目 (尖筆、内側の書板)⁸⁴

【試訳】

グナエウス・アッケロニウス・プロクルスとガイウス・ペトロニウス・ポンティウスがコンスルの年、7月カレンダーの14日前 [37年6月18日]。

ガイウス・ノウィウス・エウヌスが記した、私はティベリウス・カエサル・アウグストゥスの被解放自由人で不在であるエウエヌス・プリミアヌスから彼の奴隷ヘスクスを通じて消費貸借物を受領し、彼に10000セステルティウスの硬貨を債務として負った、それを私は彼が請求した時に彼に返還するべきである、と。

そして上記の10000セステルティウスが、その貨幣の品質が適正であることが確かめられた上で、与えられるよう、ティベリウス・カエサル・アウグストゥスの被解放自由人であるエウエヌス・プリミアヌスの奴隷ヘスクスが要約し、私ガイウス・ノウィウス・エウヌスが誓約した。

そしてその10000セステルティウスのために私は彼にアレクサンドリア産の小麦約7000モディウスと、200の袋に入ったヒヨコマメ、スペルト小麦、モノコプス、レンズマメ約4000モディウスを担保の名目で与えた、それらプテオリのパッシアヌス倉庫群に置かれたすべてを私は私の管理下に置いている、あらゆる不可抗力についてそれらの危険を私が負担することを私は認める。

プテオリで記された。

2 枚目、4 頁目、(インク、署名者たち、中央の sulcus の両側の 2 つの列に、左側に個人名とゲンス名、右側に家族名)⁸⁵

【試訳】

Novi||Cupaeri servus scripsi iussu Cypaeri domini||mei coram ipso me locasse Hesycho||Ti(berii) Iuli Augusti l(iberti) Eueni ser(vo) horreum||duodecim in horreis Bassianis publicis || Putiolanorum mediis, in quo repositum||est triticum Alexandrinum, quod pignori || accepit hac die a C(aio) Novio Euno, item||in iisdem horreis {horreis} imis inter=||columnia, ubi repositos habet saccos [[du]] || leguminum duectos, quos pignori accepit ab|| eodem Euno.||Ex k(alendis) Iulis in menses||singulos sestertiis singlis n[u]m(mis). Act(um) P[u]t(ol)is(eolis).

83 Chirographum C(aii) Nov||ii Euni HS X mutuo rum Put(eolis) XIV k(lendas) Iul(ias)||Proculo et Nigrino Co(n)s(ulibus).

84 Cn(aeo) Acceronio Proculo C(aio) Petronio Pontio Co(n)s(ulibus),||XIV k(alendas) Iulias.||C(aius) Novius Eunos scripsi me accepisse {ab}||mutua ab Eueno Ti(berii) Cessaris Augusti||liberto Primiano apssente per||Hessucus ser(vum) eius et debere ei sesterta||decem milia nummu, que ei redam||cum petiaerit, et ea sesterta decem mi=||lia, <q(uae)> s(upra) s(cripta) s(unt), p(roba) r(ecte) d(ari) stipulates [[ets]] est Hessucus||Eueni Ti(berii) Cessaris Augusti l(iberti) Primiani||ser(vus), spepondi ego C(aius) Novius Eunos||pro quem iis sestertis decem milibus||num<<m>>u dede `ei` pignoris ar<<ab>>onis=

pag. 3

ve nomine tridici Alxadrini modium||septe milia plus minus et ciceris faris||monocopi lentis in sacis ducentis modium||quator milia plus minus, que ominia||possita habeo penus me in horeis Bassianis||puplicis Putolanorum, que ab omini||vi periculo meo est, [[dico]] fateor. (S)||((vac.))||Actum Putolis.

85 C(aii) Novii || Euni
Q(uinti) [F]alerni || [---]
C(aii) Sulpici || [F]austi
C(aii) [---] || [---]
[-] [---] || Helvi[---]
C(aii) Novii || Euni

ガーイウス・ノウィウス || エウヌス
 クウイントゥス・ファレルヌス || [---]
 ガーイウス・スルピキウス || ファウストゥス
 ガーイウス || [---]
 [-] [---] || ヘルウイ [---]
 ガーイウス・ノウィウス || エウヌス

3 枚目、5 頁目（尖筆、外側の書板）⁸⁶

【試訳】 グナエウス・アッケロニウス・プロクルスとガーイウス・ペトロニウス・ポンティウス・ニグリヌスがコンスルの年、7月カレンダーの4日前〔37年6月28日〕。

以下、同1枚目、2頁目と2枚目、3頁目

2.2.3. TPSulp. 52 (TP 16 = TPN 44) / 3 枚板

1-2枚目、余白（インク、見出し）⁸⁷

【試訳】

ガーイウス・ノウィウス・エウヌスによる、小麦を担保とした、10000セステルティウスに加えてさらなる3000セステルティウスの消費貸借の証文

1 枚目、2 頁目と 2 枚目、3 頁目（尖筆、内側の書板）⁸⁸

【試訳】

ガーイウス・カエサル・ゲルマニクス・アウグストゥスとティベリウス・クラウディウス・ゲルマニクスがコンスルの年、7月ノーナエの6日前〔37年7月2日〕。

ガーイウス・ノウィウス・エウヌスが記した、私はティベリウス・カエサル・アウグストゥスの被解放自由人であるエウエヌス・プリミアヌスの奴隷ヘスクスから消費貸借物を受領し、彼に3000セステルティウスの硬貨を債務として負った、と。

そして、私の別の証文によって私が彼に与えることになっている10000セステルティウスに加えて、上記の3000セステルティウスも、その貨幣の品質が適正であることが確かめられた上で、与えられるよう、ティベリウス・カエサル・アウグストゥスの被解放自由人であるエウエヌス・プリミアヌスの奴隷ヘスクスが要約し、私ガーイウス・ノウィウス・エウヌスが誓約した。

そして、それら総額のために私は彼に、プテオリ市中心部のバッシアヌス倉庫群の12番倉庫に置かれたアレクサンドリア産の小麦約7000モディウスと、同じ倉庫群に置かれた200袋のレンズマメ、ヒヨコマメ、

86 Cn(aeo) Acceronio Proculo C(aio) Petronio Pontio Nigrino Co(n)s(ulibus),||quartum (!) kalendas Iulias.||C(aius) Novius Eunus scripsi me accepisse mutua ab Eueno||Ti(berii) Caesaris Augusti liberto Primiano apsepte per||Hesyuchum servum eius et debere ei sestertium||decem millia nummum, que ei redam cum||petierit; et ea HS X m(illia) n(ummum), q(uae) s(upra) s(cripta) s(unt), p(roba) r(ecte) d(ari) stipulates est||Hesyuchus Eueni Ti(berii) Caesaris Augusti l(iberti) Primiani||servus, sponpondi ego C(aius) Novius Eunus; / proque||iis sestertiis decem m[ill]ibus nummum dedi||ei pignoris arrabonisve nomine tridici Alexandrini||modium septem millia '[plu]s minus' et ciceris farris monocopi||lentis in saccis duc[en]tis [mod]ium||quattuor millia p(lus) m(inus),||quae omnia reposita habeo penes me in horreis||Bassianis publicis Pu[te]olanorum, quae ab omni vi||periculo meo esse fat[e]or. (vac.) Act(um) Puteolis.

87 Chirographum C(aii) No||vii Euni HS ∞∞∞ mutuo(r)um)||Praeter alia HSX||ob pignu[m] tritici.

88 C(aio) Cessasare Germanico Aug(usto)||Ti(berio) Claudio Germanico co(n)s(ulibus),||VI nonas Iulias. C(aius) Novius Eunus||scripsiss me accepisse muta ab||Hessco Eunni Ti(berii) Cessar Augusti||l(iberti) Primiani se(vo) [[muta]] et||debere ei sestertii tra milia||nummu, pret(er) alia HS X n(ummum)||que alio chirographo meo||eidem debo, et ea sestertia||tra milia num(mum) {nummu},||q(uae) s(upra) s(cripta) s(unt), p(roba) {r(ecte)} recete dari

pag. 3

stipulatus ets Hessucus Euni||Ti(berii) Cessar August l(iberti) Primiani||ser(vus) sponpondi ego C(aius) Novius Eunus||in qua ominis suma dedi ei||pignoris tridigi Alxandrini modi=||um septe mila, quot est possit[um]||in horeis Bassianis publicis Putola[nor(um)]||medis horeo duode[cimo], et sacos ducen[t]=||os lentis c[ice]r[is]...+issi monocopi||et faris in quibus sunt modium||quator milia, qui sunt possiti in||isdem horeis, que ominia ab omni||vi priculo meo est, fator. (S)||Actum Putolis.

モノコプス、スペルト小麦約4000モディウスを担保の名目で与えた、あらゆる不可抗力についてそれらの危険を私が負担することを私は認める。

ブテオリで記された。

2枚目、4頁目、右側（署名者たち、1行目に黒いインク、2-3行目に木材の上に線で書かれた書付け）⁸⁹

【試訳】

ガーイウス・ノウィウス・エウヌス

アウルス・メウィウス・アウルス、ファレルナ区、イウルスの息子

キュベルス

[-----]

[ガーイウス・ノウィウス・エウヌス]

2.2.4. TPSulp. 67 (TP 17 = TPN 58) / 2枚板

1枚目、2頁目と2枚目、3頁目（尖筆、内側の書板）⁹⁰

【試訳】

セルウィウス・アッシニウス・ケレルとセクストゥス・ノニウスがコンスルの年、9月カレンダエの4日前〔38年8月29日〕。

ガーイウス・ノウィウス・エウヌスが記した、私は、ガーイウス・カエサル・アウグストゥス・ゲルマニクスの奴隷ヘスクス・エウエニアーヌスに1130セステルティウスの硬貨を債務として負っている、私は、彼から消費貸借物として貸し付けられ、消費したそれを、同人にあるいはガーイウス・スルピキウス・ファウトゥスに、彼が請求した時に返還すべきである、と。

そして上記の1130セステルティウスが、その貨幣の品質が適正であることが確かめられた上で、与えられるよう、ガーイウス・カエサル・アウグストゥス・ゲルマニクスの奴隷ヘスクス・エウエニアーヌスが要約し、私ガーイウス・ノウィウス・エウヌスが誓約した。

ブテオリで記された。

2枚目、4頁目、右側（署名者たち、インク）⁹¹

【試訳】

ガーイウス・ノウィウス・エウヌス

ルーキウス・マミリウス・イン [---]

ガーイウス・ヌンミウス・M[---]

ガーイウス・カエサル・アウグストゥスの奴隷ヘスクス

ガーイウス・ノウィウス・エウヌス

2枚目、4頁目、左側（インク、外側の書板）⁹²

89 C(aii) Novii E[uni]||A(uli) M[evii] A(uli) f(i)lii||Fal(erna) Iu[li]||Cypaeri||[-----]||C(aii) Novi Euni]

90 Ser(vio) Assinio Celere Sex(to) Nonio co(n)s(ulibus)||IV k(alendas) Septeberes.||C(aius) Novius E[u]nus scripsit me||debere H[es] uco C(aii) Cessar[is] Aug(usti)||Germ[anici] se[r](vo) Eueniano||sestert[is] os mile] centum trigina||numm[os], quos ab eo mutuos||su[p]ssi et [redam] ipssi aut||C(aio) Sulpicio [Fausto], cum petiarit;||eosque sestertios mile cent(um)|| pag. 3

trigina nu[m]mos, q(ui) s(upra) s(cripti) s(unt),||proba (!) re[cte] da[ri] stipulatus||ets He[s]ucus C(aii) C[essaris] Augusti||Germ[anic]i ser(vus) Euenianu(s)||spepodi e[go] C(aius) No[rvius] Eunus||S)||Actum Putolis.

91 C(aii) Nov[us] Euni||L(ucii) Mamili In[---]||C(aii) Nummii M[---]||Hesuchi [C(aii) Caesaris ser(vi)] ||C(aii) Novii Eu[ni]

92 [Ser(vio) Assini]o Celere Sex(to) Nonio Quinct[us] il(iano) co(n)s(ulibus)||III k(alendas) Septemb[er]es.||[C(aius) Novius] Eunus scripsit me debere||[Hesycho] C(aii) Caesaris Aug(usti) German[ici]||[ser(vio) Eueniano] HS ∞ CXXX [n(ummos), qu]os ab e[o]||[mutuos] sumpsit et [reddam] ipsi aut||[C(aio) Sulpicio Fausto], cum||[petierit; eosque] HS ∞ CXXX n(ummos), q(ui) s(upra) s(cripti) s(unt),||[p(robos) r(ecte) dari] stipulatus est Hesycus C(aii) Caesaris||Germ(anici) ser(vus), spo[n]di C(aius) Novius Eunus||

【試訳】 同 1 枚目、2 頁目と 2 枚目、3 頁目

2.2.5. TPSulp. 68 (TP 18 = TPN 59) / 3 枚板

1 枚目、2 頁目と 2 枚目、3 頁目（尖筆、内側の書板）⁹³

【試訳】

グナエウス・ドミティウス・アフルスとアウルス・ディディウス・ガッルスがコンスルの年、10月カレンダーの17日前〔39年9月15日〕。

ガーイウス・ノウィウス・エウヌスが記した、私は、ガーイウス・カエサル・アウグストゥス・ゲルマニクスの奴隷ヘスクス・エウエニアーヌスに、すべての勘定を評価した結果として残された1250セステルティウスの硬貨を債務として負っている、それを私は彼から消費貸借物として受領した、その全額を私はヘスクスあるいはガーイウス・スルピキウス・ファウトゥスに次の11月カレンダーに、最高神ユピテルと神皇アウグストゥスのご威光とガーイウス・カエサル・アウグストゥスの天分とにかけて、返還することを宣誓し約束した、と。

ところで、もしその期日に私が支払わないならば、私は偽証について責を負わされるだけでなく、違約罰として1日につき20セステルティウスの硬貨を義務付けられることになり、上記の1250セステルティウスが、その貨幣の品質が適正であることが確かめられた上で、与えられるよう、ガーイウス・カエサル・アウグストゥスの奴隷ヘスクスが要約し、ガーイウス・ノウィウス・エウヌスが誓約した。

ユーリウス・アウグストゥスの植民市プテオリで記された。

2 枚目、4 頁目、右側（インク、署名者たち、sulcus の右側に、それはこの事案では例外的に板の中央にあるのではなく、やや左側に寄っている）⁹⁴

【試訳】

ガーイウス・ノウィウス・エウヌス
 ガーイウス・ユーリウス・ミュティルス
 ガーイウス・マルキウス・ディオゲノス
 ガーイウス・プーブリウス・テオドルス
 ガーイウス・ノウィウス・エウヌス

3 枚目、5 頁目（尖筆、外側の書板）⁹⁵

【試訳】 同 1 枚目、2 頁目と 2 枚目、3 頁目

[Actum Puteolis].

93 Cn(aeo) Domitio Afro A(ulo) Didio Gal[l]o co(n)s(ulibus)||XVII k(alendas) Oct[o]beres.||C(aius) Novius Eunus scripssi me debere||Hesuco C(aii) Cessar[is] Augusti Germanic(i)||ser(vo) Eueniano stertertios mile||ducentos quiquaginta nummos||reliquos ratione omni putata,||quos ab eo mutos accepi, quem||suma iuratus promissi me||aut ipsi Hesuco aut C(aio) Sulpicio||Fausto redturum k(alendis) Noembrib[us]||primis per Iobe Optum<u>m M'a'xu=||mu et nume dibi Augusti et||Genium C(aii) Cessar[is] Augusti;||quot si ea die non solvero,

pag. 3

me non{t} solum peiurio tene=||ri set etiam peone nomine||in de sigulos sestertios vigienos||nummo obligatum iri et||eos HS I CCL, q(ui) s(upra) s(cripti) s(unt), probos recte||dari stipulatus e<s>t Hessucus C(aii)||Cessar[is] Augusti ser(vus) spepod[us] C(aius) Novi=||us Eunus. (S)||Actum in colonia Iulia||Augusta Putolis.

94 C(aii) [Novii Euni]||C(aii) Iuli Myrtili||C(aii) Marcii Diogenis||C(aii) Publilii Theodori||C(aii) Novii Euni

95 Cn(aeo) Domitio Afro A(ulo) Didio Gallo co(n)s(ulibus)||XVII k(alendas) Octobres. C(aius) N[o]vius Eunus scripsi||me debere Hesycho C(aii) Caesar[is] Augusti Germa=||nici s[e]r(vo) [Euenia]no sestertios mille ducentos||quiquaginta nummos reliquos ratione||omni putata, quos ab eo mutuos accepi,||quam summam iuratus promisi me a[u]t||ipsi Hesycho aut C(aio) Sulpicio Fausto redditu=||rum k(alendis) Novembribus primis per Iovem Optu=||mum Max(umum) et numen divi Aug(usti) et Geni=||um C(aii) Caesar[is] Augusti; quot si ea die non||solvero, me non solum peiurio teneri||sed etiam poenae nomine in dies sig(ulos)||HS XX nummos obligatum iri et eos HS ∞ CCL,||q(ui) s(upra) s(cripti) s(unt), p(robos) r(ecte) d(ari) stipulatus est Hesycho C(aii) Caesar[is] ser(vus)||spopondi C(aius) Novius Eunus. Act(um) Puteolis.

2.2.6. 事案の概要

37年6月18日⁹⁶、キュペルスの被解放自由人ノウィウス・エウヌスが、ティベリウス帝（37年3月16日死去）の被解放自由人エウエヌス・プリミアヌスから、後者の奴隷であるヘスクスを通じて、金銭消費貸借として10000セステルティウスを受け取り、エウヌスは、倉庫に保管されているアレクサンドリア産の小麦7000モディウスと、200の袋に入ったマメ類4000モディウスに、エウエヌスのための担保権を設定した。37年7月2日、エウヌスがエウエヌスから金銭消費貸借として3000セステルティウスを受け取った。同日、キュペルスの奴隷ディオグネトゥスが、上記担保物が保管されている倉庫の一区画を、賃料月額1セステルティウスで、エウエヌスの奴隷であるヘスクスに賃貸した。

38年8月29日、エウヌスは、カリグラ帝の奴隷となったヘスクス・エウエニアヌスに債務として負っている1130セステルティウスを、ヘスクスあるいはガイウス・スルピキウス・ファウストゥスがその返還を請求した時点で、両者のいずれかに返還することを問答契約でヘスクスに誓約した。

39年9月15日、エウヌスはヘスクスに負っている1250セステルティウスを、次の11月1日に、ヘスクスあるいはスルピキウス・ファウストゥスに返還することを、最高神ユピテルと神格化されたアウグストゥス帝、そしてカリグラ帝の天分にかけて誓約し、期日に返還できない場合、誓約違反の罪だけでなく、違約罰として1日につき20セステルティウスを負わされることも含めて、問答契約でヘスクスに誓約した。

2.2.7. コメント

以下、6点につき若干のコメントを付す。

第1に、ローマ法研究者の中には次のように考える者がいる。すなわち、37年6月の最初の貸付の際には債務者エウヌスが、倉庫に保管されている担保物はすべて「私の管理下にある」と述べていたのに対して、2度目の貸付と倉庫の賃貸借とが行われた37年7月にはそのように述べていないことから、当初は非占有担保権が設定されたが、2度目の貸付においては担保物の占有が債権者に移転されることで、担保権が強化された、と⁹⁷。しかし、TPSulp. 46, 53, 79の事例において述べたように、この種の賃貸借契約に基づいて債権者が得た占有は「管理占有」とも呼ぶべきものであったことに留意する必要がある⁹⁸。

第2に、TPSulp. 45における倉庫の賃貸借契約が、賃料1セステルティウスとされたことである⁹⁹。これは、この事案の人間関係によって説明される。すなわち、倉庫の賃貸人であるディオグネトゥスの主人キュペルスは、債務者エウヌスの元主人であり現在は保護者であった。エウヌスが奴隷ヘスクス（そしてその主人エウエヌス）から融資を受けるに当たり、後者が支払うべき賃料を実質的に免除することについて、キュペルスが差配した可能性は十分にある¹⁰⁰。

第3に、もとはエウエヌスの奴隷であったが、後にカリグラ帝の奴隷となったヘスクス・エウエニアヌスについてである。彼の主人の交代については以下の諸事情が推測される。すなわち、ティベリウス帝の死後、彼を保護者としていたエウエヌスは彼の跡を継いだカリグラ帝を保護者とした。その後、エウエヌスは死亡した。彼が自権相続人を残さず無遺言で死亡し、その相続に保護者であるカリグラ帝が召喚されたか、自権相続人はいたが、法務官告示に基づき、遺言相続か無遺言相続に関わらず、その遺産の2

96 Krämer (註57) 315が指摘するように、TPSulp. 51の外側の書板では6月28日となっているが、封印され、証書としての効力を有する内側の書板では6月18日となっており、後者の方が信頼に値する情報であることから、前者ではローマ数字の10 (X) が欠落したと考えて、TPSulp. 51の日付は6月18日と考えるのが妥当である。

97 Krämer (註57) 316-317, 319; Verhagen (註57) 28, 31.

98 後述するように、Verhagen (註57) 31は、債権者が得た占有は没収型の担保権の前提であった、とも述べているが、この見解を支持することはできない。

99 賃料をゼロとすることはできなかったことにつき、Gai Inst. 3.142: *Locatio autem et conductio similibus regulis constituitur; nisi enim merces certa statuta sit, non uidetur locatio et conductio contrahi.*

【試訳】 ガイウス、法学提要3巻142節：ところで、賃約も同様の準則に基づいて定められている。なぜなら、確定の賃金が決まっていなければ、賃約が締結されたとは考えられないからである。

100 Camodeca (註4) 123.

分の1が保護者に残されることとなった¹⁰¹。その結果、エウエヌスの奴隷であったヘスクスは、元の主人の名前（エウエニアーヌス）を受け継ぎつつ、カリグラ帝の奴隷となった¹⁰²。さらに興味深いのはヘスクスの態度の変化である。当初の契約、そして38年8月の時点までは返済期日を特に定めていなかったところ¹⁰³、39年9月になると6週間後の返済を求め、違背すれば偽誓罪に問われる誓約と、高額な違約罰まで承諾させている。これは、単にエウエヌスが自発的に弁済しないことに業を煮やしただけとも考えられるが、あるいは、至急債権を回収する必要性がヘスクスに生じた可能性もある。すなわち、ヘスクスの新たな主人となったカリグラ帝は、この時期に莫大な出費を要する施策を断行した。例えば、バイアエ湾とプテオリの防波堤との間に、貨物船を並べて5キロメートル以上の橋をかける、等である。多額の資金を必要としたカリグラ帝が、その所有する奴隷に、あらゆる手段を使って資金を調達するよう命じたとしても不思議はない。

第4に、エウエヌスとヘスクス・エウエニアーヌスとの間の債権債務関係に、ガーイウス・スルピキウス・ファウストゥスが関与するに至った経緯についてである。第三者に対する給付が債務からの解放をもたらすのは、以下の4つの場合である。すなわち、参加要約 *adstipulatio* が為された場合、ある者が弁済のために付加された場合 *solutionis causa adiectus*、第三者が受領権を与えられた場合（例：委託事務管理人 *procurator*）、支払指図 *delegatio solvendi*（債権者（指図人）が債務者（被指図人）に、第三者（指図受取人）に対して給付する権限を授与、債権者と指図受取人との間に原因関係（指図受取人が債権者に対して債権を有する））が為された場合、である。これに対して、TPSulp. 67が示すように、第三者であるスルピキウス・ファウストゥスが請求権限までも有するのは、参加要約か支払指図の場合に限られる。この事案がいずれに該当するかについては、稿を改めて検討したい。

第5に、最高神ユピテル、神皇アウグストゥスにかけての誓約についてである。このような誓約を行う例は、TPSulp. 54、TPSulp. 63にも見られる。問題は、これにいかなる法的効果があったかである。虚偽の宣誓 *periurium* が処罰の対象であることについて、研究者の間に異論はない。これに対して、大逆罪 *crimen maiestatis* については見解が分かれている。Theodor Mommsen は、「支配者の名前への宣誓は、虚偽または不遵守の場合、大逆罪として扱われた・・・法は皇帝に対する宣誓の濫用を懲罰によって脅した」と論じている¹⁰⁴。これを踏まえて Camodeca は、「最高神ユピテル、神皇アウグストゥスの威光、そしてカリグラ帝の天分に対する宣誓・・・それは〔宣誓〕違反の場合に *periurium* をもたらし、さらに *crimen maiestatis* の危険にさらす」と述べる¹⁰⁵。これに対して、Gröschler は、「クラウディウス帝治下と異なり、カリグラ帝の下で現職の皇帝の天分に対する宣誓はまだよくあることであった。カリグラは皇帝崇拝に対して何らの遠慮も持たなかった」、「クラウディウスの時代、皇帝の天分に対する宣誓は利用されなかった。クラウディウス帝は・・・自分の天分に対する宣誓を拒絶した・・・*numen divi Augusti* への宣誓は宗教的な意味しか持たない」との異論を唱えている¹⁰⁶。1250セステルティウスの債務の履行を求めるのに大逆罪の脅しを以てするのはいささか度が過ぎるようにも思われるが、上述の推測のように皇帝の名の下に債権回収を急ぐべき理由があったとすればあり得ない話でもない。

第6に、37年の3文書と38年以降の2文書との間の関連についてである。多くの研究者は、これらの間に関連があることを前提としている。例えば Jaschke は、「彼〔ヘスクス〕から貸し付けられたそれを私〔エウエヌス〕は消費し（*quos ab eo mutuos supssi*）」という TPSulp. 67の文言から、両者に関連があると推測する¹⁰⁷。これに対して、Camodeca は、38年以降の2文書において主要な役割を果たしているスルピキウス・ファウストゥスが、37年の TPSulp. 51においてすでに証人として登場することから、両者に一定の関係が

101 Gai Inst. 3.40-41.

102 Wolf（註4）28も参照。

103 返済の時期については、具体的な日付が明示されている TPSulp. 68、債権者が請求した時とされている TPSulp. 51、TPSulp. 67を除くと、スルピキウス家文書における消費貸借の記録では言及されていない。

104 Theodor Mommsen, *Römisches Strafrecht*, Leipzig, Duncker & Humblot, 1899, 586.

105 Camodeca（註4）158, 167.

106 Gröschler（註57）310-312.

107 Jaschke（註44）199.

あったことを認めつつ、「この〔スルピキウス家〕文書には属していない別の貸付の可能性があったことを排除することができない」と指摘する¹⁰⁸。

ここで、そもそも37年に倉庫の穀物に設定された担保権はどうなったのか、考えてみたい。物的担保の起源と発展については数え切れないほどの議論があり、本稿の容量と射程を超えているが、その種類については様々なタイプが存在したとされる¹⁰⁹。例えば、債権者が担保物を留置して債務者に弁済を促す留置型 (Bewahrungspfand)、債権者が債務不履行時に担保物を売却して換価し、代金から回収する売却型 (Verkaufspfand)、そして債権者が債務不履行時に担保物自体の所有権を取得する没収型 (Verfallpfand)、である。それでは、この事例で設定された担保権はいかなるタイプに属したのか。

Gröschler は、TPSulp. 46, 53, 79の事例のような担保物売却の合意がない限り、債権者は返済期日が到来しても担保物を売却して債権を回収することはできず、ただ担保物を留置して債務者からの返還請求を拒むことができるだけであった、と主張する。そして、没収型でないことの決定的な根拠としてGröschlerは、この事例の担保物の価値が30000セステルティウスに相当すると推定し、これが被担保債権額を大きく上回るという点を挙げて、信用力のある債務者エウヌスが担保物をすべて失う没収型の担保権を設定したとは考えられない、と論じた¹¹⁰。

Verhagen はこれに反論し、担保物が穀物等の「生もの」である場合に長期間の留置は意義が薄いこと、債権者が担保物を留置する場合、事実上の管理コストを負担せざるを得ないこと (この事例では賃料は1セステルティウスであるが、それは別の形で債権者が負担していると推測することができる)、そうであれば債権者は担保物の留置だけでなく売却を望んだであろうから、担保物売却の合意を結んだはずであるが、実際には結ばれていないこと、そして、担保物と被担保債権の価値の差については、実務では現代でも担保物の価値の下落や債務者による毀損に備えて、また追加貸付を可能にするために、このような余裕が設けられていること、を挙げる¹¹¹。

以上の議論から、この事例で設定された担保権が留置型であった可能性は低い。そうすると、かりにCamodecaの言う別の貸付が行われたとしても、その金額は少額であったから、TPSulp. 67が作成された時点でまだ当該担保権が存続していたのであれば、TPSulp. 52と同様に、追加的に当該担保権の被担保債権とするのが自然であり¹¹²、そうであれば、債権者ヘスクスは改めて返還を求めるまでもなく担保権を (それが売却型であれ、没収型であれ) 実行すればよかつたはずである¹¹³。しかし、TPSulp. 67および68でなお返還が求められているのであるから、当該担保権は少なくとも38年8月29日の時点では消滅していた、と考えられる。TPSulp. 46, 53, 79の事例で明らかになったように、倉庫内の穀物の総量が多少変動しても担保権は消滅しないので、消滅したのは担保権が実行されたからである、と推測することができる。おそらく、事故で穀物輸送船が到着せず、事業継続の見込みが立たなくなったからであろう。

108 Camodeca (註4) 167.

109 Max Kaser, Studien zum römischen Pfandrecht, Volume 16 of Antiqua, Jovene, Naples, 1982; Bert Noordraven, Die Fiduzia im römischen Recht, J.C. Gieben, Amsterdam, 1999, especially 231-267; Verhagen (註57); idem, The evolution of pignus in classical Roman law. Ius honorarium and 'ius novum', TR 81 (2013) 51-79.

110 Gröschler (註57) 316-319. Gröschler は、Camodeca (註4) 140、脚註27が小麦1モディウスの価格が3セステルティウスであったと推定していることから、小麦7000モディウスは21000セステルティウスであり、その他のマメ類4000モディウスは少なくとも9000セステルティウスと見積もっている。

111 Verhagen (註57) 28-30. Verhagen によれば、当初の10000セステルティウスの貸付では貸付額の200パーセントの、その後の3000セステルティウスの貸付を加えても130パーセントの余裕がある。

112 貸付額が約1000セステルティウスであったとしても、なお約100パーセントの余裕があり、ヘスクスがエウヌスに対して追加融資する余地は十分にある。

113 両当事者が返済期日について合意していない場合、消費貸借契約はいつでも履行期とされ得ることについては、Peter Gröschler, Die tabellae-Urkunden aus den pompeijanischen und herkulanensischen Urkundenfunden, Berlin 1997, S. 152-155を参照。上述のTPSulp. 51および67にも、債権者あるいは弁済受領権限保持者「がその返還を請求した時に返還すべきである」との記載がある。

古典期ローマ法については、D 50.17.14 Pomp. 5 ad Sab.: In omnibus obligationibus, in quibus dies non ponitur, praesenti die debetur.

【試訳】学説彙纂50巻17章14法文 (ポンポーニウス、サビーヌス註解5巻)

期日が設定されていないすべての債権債務関係においては、〔請求された〕その日に債務が負わされる。

それでは、担保権の実行によって被担保債権には満足が与えられたのか。担保権が設定された6月は、上述のように、アレクサンドリアからの穀物輸送船が到着し始める時期である。プテオリの穀物の総量が増加すれば、その価格は下落し、それと共に担保物の価値も下落すると考えられる。9月以降、穀物輸送船の入港が途絶えると、穀物の総量は低下し、その価格は上昇するが、それと共に担保物の量も減少し、結果として担保物の価値はさほど上昇しない、と推測することができる。この時点で担保権が実行されても、被担保債権に完全な満足は与えられなかったであろう。この場合、担保権が売却型であれば、競落額は被担保債権額を下回り、残債務が発生したと考えられる。38年に請求された1130セステルティウスは、この残債務であった可能性がある¹¹⁴。これに対して、担保権が没収型であれば、残債務は発生しない¹¹⁵。そうすると、38年に請求されたのは、再度の貸付によって生じた債務ということになる。また、TPSulp. 46, 53, 79の事例のように、38年の春先まで穀物が残っていれば、その価値は高騰したであろう。その場合、被担保債権に完全な満足が与えられた可能性もある。この場合も、再度の貸付があったと想定する必要がある。

問題は、エウヌスが再度の貸付を受けることができた可能性はどれほどであったか、である。かりにエウヌスが再度の貸付を受けることができたとする、それは返済の見込みがあると債権者ヘクススが考えたからである。その見込みとして最も可能性が高いのは、エウヌスがもう一度穀物取引で利益を生み出すことができる、との期待である。そうであれば、再度の貸付はアレクサンドリアへ船を派遣するための資金であるから、TPSulp. 51と同様に、少なくとも10000セステルティウスかそれを超える金額となったはずである。しかし、再度の貸付と想定されている行為から生じた債務額は1000セステルティウス強である。そうすると、ヘクススは返済の見込みがあまりないエウヌスに信用貸しした、ということになる。スルピキウス家文書には少額貸付であれば無担保の事例もいくつかあることは確かである¹¹⁶。しかしながら、相手方の経済状況が通常であればともかく、担保権実行によって穀物を失ったエウヌスは、無担保貸付を受ける信用も失っていたであろう。そうすると、被担保債権に完全な満足が与えられ、その後に新たに貸付を受けた、との想定は困難である。

したがって、この事例ではやはり、38年の春先を待つことなく、担保物の量と価値とを見極めた上で担保権が実行され、その担保権は売却型であったので、結果として、競落額は被担保債権額を下回り、その残債務が38年になって請求された、と考えられる。それゆえ、37年の3文書と38年以降の2文書との間には関連があった、との推測は、それ以外の可能性を完全に否定するものではないが、一つの可能性としては妥当である。

3. 結びに代えて

以上の検討から明らかなように、スルピキウス家は長年にわたって継続的に金融活動に従事した。彼らが活動したプテオリは地中海全域と首都ローマとを結ぶ中継基地であった。そのプテオリには多くのビジネス・チャンスがあり、これを狙う事業家にスルピキウス家は資金を融通する金融業者としての役割を果

114 Chevreau (註57) 187, 脚注25.

115 Verhagen (註57) 34-35. Verhagen は、TPSulp. 46, 53, 79の事例とは異なり、この事例では債権者に担保物の売却権限を付与するとの文言が記録に見られないことから、Chevreau の見解は両当事者が黙示で売却権限について合意していたことを前提としているが、そのような合意はスルピキウス家文書には見出すことができない、そして、被担保債権額を担保物の価値が上回っていることから、売却によっても被担保債権に完全な満足が与えられなかったとの想定は蓋然性が低い、と述べて、売却型である可能性は低いとする。売却権の合意がないことについて、Chevreau (註57) 195-196は、この事例は海上消費貸借であり、TPSulp. 52の追加貸付は実際には当初の貸付額の30パーセントの利息であって、債務者は穀物の到着後20日間で穀物を売却してその債務を弁済することになっていた、売却権は穀物の到着後に付与されることになっていた、と説明する。しかし、上述のように、プテオリとアレクサンドリア間の往復にかかる期間は1箇月と少しであり、6月下旬から7月上旬に出発した船は8月から9月には帰還すると考えられるため、そこから20日間では、プテオリの穀物市場はまだ供給過多の状況であり、また倉庫に残された古い穀物から売っていく必要があることも考えれば、必ずしも元本と30パーセントの利息分をカバーするのに十分な利益を得ることができたとは限らない。

116 TPSulp. 50, 56, 66.

たした。また、皇帝の奴隷と密接に関わりを持つことで、営業の機会を獲得し、自らの営業範囲を拡大した。さらに、彼らは被解放自由人層に属し、政治権力からは遠かったと考えられるが、彼らのような存在が属州からイタリア半島、特にローマへの穀物の安定的な供給の一翼を担っていた。

そして、スルピキウス家を含むプテオリの人々の実務を支えていたのが、ローマ法であった。本稿で紹介した事例には、問答契約、消費貸借契約、賃貸借契約、担保権設定、競売を見ることができた。特に問答契約は都市ローマの市民に固有のローマ市民法発祥の制度であったが、プテオリでは、長らくローマの支配下にあったからか、当然のように用いられている。他方で、消費貸借契約は、利息に関する取り決めが記録に見られないことを、それが後の時代のローマ法学者の見解にはしばしば現れることとの関係で、どのように説明するか、という問題を投げかけている。他にも、競落代金の清算特約、第三者の弁済受領権限、宣誓と大逆罪との関係等、解決すべき問題は多い。その解決には、スルピキウス家文書全体についてさらに研究を進めていく必要がある。さらに、ポンペイやヘルクラネウムで出土し、研究が進められている他の文書との比較検討も不可欠である。その意味で、スルピキウス家文書は、紀元後1世紀のナポリ近郊の法実務の解明にとって、また同時代ならびにその後数世紀のいわゆる「ローマ法」との比較にとっても、極めて興味深い史料である。

本稿では取り上げた記録がスルピキウス家文書のごく一部に止まった。これは、元々の関心事であった集合動産に対する担保権設定から取引実務へと検討の範囲を徐々に広げてきたからである。したがって、スルピキウス家文書の中でも極めて重要な意義を有する裁判実務については、筆者の能力不足のために、検討が進んでいない。裁判実務についても、稿を改めて検討したい¹¹⁷。

(筑波大学人文社会系准教授)

117 本稿はここ5、6年の間にご指導いただいた数多くの先生方の導きなくしては生み出され得なかった。この文書に出会うきっかけとなったのは、2016年に九州大学の五十君麻里子先生が主催した国際シンポジウム *Messages from the Antiquity* であった。京都大学の佐々木健先生には日本ローマ法研究会で3度の報告機会をいただき、席上では多くの先生方からのご意見を頂戴した。担保史研究会では、民法、経済史、経営史といった他分野の先生方から貴重なコメントをいただいた。そして特に、上智大学ローマ法研究会においては、小川浩三先生、松本尚子先生、福田誠治先生、篠森大輔先生はじめご参加の諸先生方に常日頃からご指導いただいて来た。心から感謝申し上げたい。